

平成 28 年度 版

しまねの男女共同参画年次報告

(平成27年度推進状況・施策概要)



島 根 県

はじめに

島根県では、男女共同参画社会基本法の理念に則り、平成13年に第1次の「島根県男女共同参画計画」を策定するとともに、翌14年に島根県男女共同参画条例を制定して以降、その時代の状況や課題に応じた男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

平成23年5月には、「第2次島根県男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」を策定し、男性や若者に向けた理解促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などの施策を新たに盛り込み、様々な取組みを進めてきました。

平成26年度に実施した男女共同参画に関する県民の意識・実態調査では、平成21年度調査に比べ固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は増加し、また、県や市町村の審議会等の女性の参画率は増加傾向にあることから、男女共同参画に対する理解が徐々に深まっていることが伺えます。

平成28年3月、第2次計画の期間満了に伴い、「第3次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定しました。

第3次計画では、男女がともにより充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの更なる推進や、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、職場や地域においていきいきと活躍できる環境の整備などを施策の大きな柱としています。今後、第3次計画に沿って、男女共同参画社会の実現に向けて施策を展開してまいります。

この報告は、島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画計画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を年次ごとにとりまとめ公表するものです。

多くの県民の皆様には本県の男女共同参画の現状と施策について理解を深めていただき、本県において男女共同参画社会が着実に進展していくことを期待いたします。

平成28年12月

島根県環境生活部長

犬丸 淳

目 次

I. 男女共同参画の推進状況	1
II. 平成27年度施策の実施状況	2
III. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況	5
IV. 市町村の状況	6
V. 第2次島根県男女共同参画計画数値目標進捗状況	7

【資料編】

○男女共同参画の推進状況	9
○平成27年度施策の実施状況	25
○苦情処理の状況	41
○市町村における男女共同参画の状況	42
○島根県男女共同参画推進条例	44
○第2次島根県男女共同参画計画施策体系	49

島根県では、平成13年2月の島根県男女共同参画計画の策定から10年経過した平成23年5月には第2次島根県男女共同参画計画を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

だれもが個性や能力を十分に発揮し、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、今後も市町村との連携を密にして、男女共同参画の理解促進に努めていきます。

以下では、平成27年度の男女共同参画の現状と施策を総括し、今後の課題を展望しました。

I. 男女共同参画の推進状況

1. 社会制度・慣行、意識の状況

「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（平成26年実施。以下「平成26年調査」という。）では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」とする人の割合が79.5%と、「平等」（15.7%）や「女性の方が優遇されている」（4.1%）を大きく上回っています。（資料編：図1）

また、性別役割分担意識については、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人は65.2%で、平成21年度調査の60.5%に対し4.7ポイント増加しています。特に、20歳代について、この考え方にとらわれない人の割合が大きく増加しています。

一方で、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく」、「家事、介護は女性の方が向いていると思う」という考え方については、肯定的な人の割合が6割を超えており、男女の役割に対する固定的な考え方が依然として残っていることが伺えます。

（資料編：図2）

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

平成28年4月1日現在、地方議会において女性の議員が占める割合は、県8.1%（前年度比-0.7ポイント）、市7.2%（同-0.2ポイント）、町村8.1%（同+1.1ポイント）です。（資料編：図4）

県の審議会等における女性の委員の割合は、42.4%（同+1.9ポイント）と、平成18年度以降、40%台を維持しています。市町村においては25.2%（同+0.6ポイント）と、平成21年度以降、微増となっています。（資料編：図5）

また、公務員における女性の管理職の割合は、県では7.9%（同-1.1ポイント）、市町村は15.6%（前年度比+0.4ポイント）となっています。（資料編：図6）

地域の状況をみると、PTAにおける女性の役員については、小学校の会長と副会長はそれぞれ4.0%（同+0.6ポイント）と39.1%（同-2.3ポイント）、中学校の会長と副会長は、7.2%（同-2.1ポイント）と33.9%（同+1.3ポイント）、県立高等学校の会長と副会長は、8.3%（同+8.3ポイント）と20.4%（同-5.1ポイント）です。一方、自治会については、会長2.9%（同±0ポイント）、副会長9.4%（同+0.8ポイント）と女性役員が非常に少ない状況です。（自治会役員数は、市町村の把握できた自治会について集計）（資料編：図7、8）

3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の状況

平成 26 年調査では、多くの家庭で、食事のしたく・かたづけ、掃除などを主に妻が行っている結果となっています。（資料編：図 11）

また、女性、男性とも希望としては、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も支持されていますが、現実には、女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」という回答が多くなっています。（資料編：図 12）

労働力率については、男性は全国平均をやや下回っていますが、女性は全国平均をやや上回っていて、年齢 5 歳階級別に見た M 字カーブは緩やかとなっています。（資料編：図 13）

また、平成 26 年の「労務管理実態調査」をみると、いずれかの役職に女性を「登用している」事業所の割合が次第に高まり、職場における女性の登用や、育児休業制度などの雇用環境の整備が進みつつあることが伺えます。一方で、育児休業や介護休業の利用は依然として少ない状況です。（資料編：図 10、14、15、16）

県では、仕事と家庭の両立がしやすい職場作りを進めるため、従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こころカンパニー」に認定し、県のホームページ等での PR や低利融資などにより支援を行っています。こころカンパニーの認定企業は年々増加し、平成 28 年 3 月 31 日現在、263 社が認定されています。（資料編：図 17）

4. 個人の人権関係

平成 27 年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は 3,913 件で、そのうち面接相談は 732 件、電話相談は 3,181 件であり、面接相談は前年度に比べて 198 件の減(-21.3%)、電話相談は 477 件の増(+17.6%)となっています。

相談内容(主訴別)をみると、「精神的問題」が 992 件で最も多く、全体の 25.4%を占めているものの、「夫等からの暴力」560 件、「離婚問題」353 件、「夫等その他」640 件等を合わせると、夫婦間の問題が全体の 39.8%を占めています。

また、何らかの事情で保護が必要な女性に対して行っている一時保護については、一時保護した女性は 23 人で、そのうち夫やパートナーからの暴力によるものが 17 人と、一時保護件数の 73.9%を占めています。（資料編：図 23、24、25）

II. 平成 27 年度施策の実施状況

1. 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

県では、「島根県男女共同参画推進条例」の趣旨を県の諸施策に反映させるとともに、男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地で男女共同参画推進のための広報・啓発を行いました。また、男女共同参画サポーターを養成支援し、地域における男女共同参画の理解促進に向けた取組みを推進しました。

しかし、県民の意識実態調査の結果、依然として固定的な性別役割分担意識が存在することから、今後も、地域における理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や能力が伸ばせる環境づくりの推進と男女相互の理解・協力、望ましい人間関係の確立について、指導を行ってきました。教職員研修の充実を図るほか、指導方法の工夫、各校種間の交流、家庭・地域や関係機関との連携に努めています。

社会教育においては、人権啓発推進センター等と連携し、社会教育指導者に対する研修の充実を図り、男女共同参画推進についての教育・啓発に努めています。

今後も男女共同参画の視点を重視した学習機会や研修の場の提供に計画的、継続的に努めます。

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県では、「第2次島根県男女共同参画計画」で、審議会等の委員への女性の参画率については40%台を維持するという目標を掲げるとともに、対象となる全ての審議会等で女性の参画率40%以上を達成するために、女性の登用を積極的に推進しています。これまでの取組みの結果、平成22年に40.7%であった女性の参画率が、平成28年4月現在、42.4%となり、平成26年4月に女性参画率40%が未達成だった32審議会等が平成28年4月には13に減少しました。

今後も引き続き、審議会等の委員の選任に当たっては、委員構成の見直しや公募委員の活用など、従来の慣例にとらわれない柔軟な対応を行い、女性の参画促進に努めます。

また、市町村や関係団体に対しても、女性の参画の拡大が図られるよう引き続き働きかけます。

3. 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

仕事と生活の調和のとれたライフスタイルを持つことができる社会づくりを推進するため、従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こころカンパニー」として認定し、県の各種融資制度や入札制度などで優遇するとともに、認定を通じて、事業主・従業員・県民に育児・介護休業制度の活用について啓発しました。また、仕事と子育ての両立支援を進めるため、部下の仕事と子育ての両立を支援し、かつ業務効率をあげるなどの工夫をしている上司「イクボス」を募集し、特に優れた取組みをしている4名を表彰し、情報誌等でその取組みのPRを行いました。

子育て環境については、保育所の創設や増築等を行い、定員増を図りました。また、子育てと仕事の両立や子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのほか、子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村の取組みを支援することで、子育て支援サービスの充実を図りました。そのほかにも、国や県の既存制度では対応できない子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村や民間団体等の取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに努めました。

今後とも、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進に向け、県民や企業、団体の意識啓発を図るとともに、引き続き市町村等と連携し、多様化するライフスタイルや地域の実情に応じた、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

雇用の分野においては、中小企業へ労務管理全般についての専門的な助言・指導を行う労働施策アドバイザー3名を派遣し、労働者の働きやすい職場づくりや、多様な働き方を可能とする就業条件の整備等に向けた取組みを行いました。

また、再就職を希望する離転職者を対象とした公共職業訓練を実施し、再就職希望者への支援を図りました。

今後も、関係機関と連携しながら、男女に均等な雇用環境整備の推進に努めます。

農山村において、地域や生産活動の重要な担い手である女性に対する支援として、女性リーダーの資質向上を目的とした研修会への参画誘導、自己啓発や意識改革等の活動を自主的に行う女性農林業者の活動支援など、女性組織の活動を活性化させるとともに、意欲的な農山村女性リーダー等の公職や地域活動への参画の促進に努めました。

林業においては、森林組合の女性職員が自主的に行った資質向上を支援し、女性組織の活性化に努めました。また、森林組合では女性の管理職登用が進み、経営方針決定過程における女性参画が進んできました。

水産業や漁村の維持発展には、女性の担い手としての活躍や女性の果たす役割が従来にも増して重要となっています。県では、地域や女性活動のリーダー育成、女性グループが実施する魚食普及・食育推進活動を支援しています。また、水産物加工業等への女性グループの取組みを支援するため、起業に必要な資金の貸付制度もあります。

今後も関係団体との連携を密にして、新たな女性リーダーの育成に努めるとともに、農山漁村における女性の活動を積極的に支援します。

4. 個人の尊厳の確立

松江市の女性相談センター、大田市の女性相談センター西部分室（あすてらす女性相談室）のほか、出雲・浜田・益田の各児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の女性相談窓口において、配偶者からの暴力（DV）に関する相談や被害者の保護、自立支援など、DV被害者支援の充実に努めました。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、若年層を対象としたデートDV予防のための出前講座の実施や、11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発・広報活動を行いました。

平成28年3月に「島根県DV対策基本計画（第3次改定版）」を策定し、目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的な施策の推進に努めることとしています。

今後も、関係機関等との連携により中学生、高校生等を中心とした若年層への人権教育や、相談・保護・自立支援等の被害者支援の充実に図るとともに、DVを家庭内の暴力として包括的に捉え、児童虐待や高齢者虐待も視野に入れたDV予防啓発に取り組めます。

性暴力は同意なく強要された性的行為であり、被害者の尊厳を脅かし、与える心身へのダメージは計り知れません。しかしながら被害者の多くは被害に遭ったことを誰にも相談できずにいることが多く、このような方からの相談を受け、緊急医療や心のケアなど被害者にとって必要な支援を提供し、心身の健康の回復等が図れるように、女性相談センターに相談専用電話を設置し「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」として支援を実施しています。

女性の思春期から更年期等各期の悩みについて、保健所で相談（電話での相談は随時）を実施するとともに、島根県助産師会による電話相談を実施し、相談窓口の拡充を図っています。相談の内容は多岐に渡ることから、医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

乳がん・子宮がんの検診受診率の向上を目指して、市町村、検診機関、がん検診啓発サポーター、がん検診啓発協力事業所、大学生等と連携協力し、街頭キャンペーンや出前講座、講演会等の様々な啓発活動を実施しました。また、開業医による時間外子宮がん検診の実施等を行い、検診体制の整備を図りました。今後、さらに、各機関と連携協力し、年代に応じた効果的・効率的な普及啓発活動を推進するとともに、検診を受けやすい体制づくりに取り組みます。

県及び保健所では、地域・職域連携健康づくり推進協議会等を開催し、青壮年期の健康づくりについての検討や情報共有を行いました。また、労働基準監督署、島根産業保健総合支援センターなどとの連携により、新たに導入されるストレスチェック制度やメンタルヘルス、生活習慣病予防についての事業主セミナーを開催し、職場での健康づくりへの取組みの重要性について啓発しました。

今後も、地域と職域が連携して、働き盛り世代の健康づくりを進めます。

受動喫煙の防止を推進するために、世界禁煙デーに合わせた街頭キャンペーンや職場や地域を対象とした出前講座などを実施し、喫煙の健康への影響等について啓発を行いました。また、「たばこの煙のない飲食店」「たばこの煙のない理美容店」の登録の拡大、公共施設における受動喫煙防止対策の推進、労働局が実施する職場の受動喫煙の防止対策の普及などを、健康長寿しまね推進会議や地域・職域連携健康づくり推進協議会等と連携して取り組みました。

地域のグループや事業所、団体等からたばこ対策取組み宣言を募集し、県ホームページに掲載することにより、主体的な取組みにつながるよう啓発しています。

禁煙サポートでは、禁煙支援薬局を禁煙相談窓口として周知を図り禁煙を支援します。

Ⅲ. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況

平成 27 年度は、島根県男女共同参画推進条例第 20 条に基づく苦情の申出はありませんでした。

IV. 市町村の状況

県内の市町村では、平成 28 年 4 月 1 日現在、男女共同参画に関する条例を制定しているのは 11 市町(57.9%)、男女共同参画に係る計画を策定しているのは 15 市町村で、1 市 3 町も策定に向け検討中です。

地域における男女共同参画の推進には、住民に最も身近な市町村の取組みが重要であることから、市町村と連携し、引き続き理解促進に取り組めます。

V. 第2次島根県男女共同参画計画 数値目標進捗状況

基本 目標	項 目	計画策定時 (H22)	現状値 (H28.3月末現在)	目標値 (H27)	単位	担当課名
I	1 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均) (※1)	34.6 (H21)	33.0 (H26)	40.0 (H26)	%	環境生活総務課
	2 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合 (※2)	60.5 (H21)	65.2 (H26)	75.0 (H26)	%	環境生活総務課
II	3 県の審議会等への女性の参画率 (※3)	40.7	42.4 (H28.4.1)	40%台 を維持	%	環境生活総務課
	4 県職員の管理職に占める女性の割合 (※4)	5.2	7.9	7.0	%	人事課
	5 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 (※5)	50.9 (H20)	60.3 (H26)	63.5 (H26)	%	雇用政策課
III	再掲 6 固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	60.5 (H21)	65.2 (H26)	75.0 (H26)	%	環境生活総務課
	7 育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 (※5)	85.9 (H20)	89.5 (H26)	100 (H26)	%	雇用政策課
	8 育児休業制度を利用した人の割合 (※5)	33.7 (H20)	34.0 (H26)	40.0 (H26)	%	雇用政策課
	9 介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 (※5)	78.1 (H20)	83.7 (H26)	100 (H26)	%	雇用政策課
	10 介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 (※5)	5.3 (H20)	2.5 (H26)	10.0 (H26)	%	雇用政策課
	11 こころカンパニー認定企業数	143 (H22.10月末)	263	225 (H26)	企業	子ども・子育て支援課
	再掲 12 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 (※5)	50.9 (H20)	60.3 (H26)	63.5 (H26)	%	雇用政策課
	13 家族経営協定締結数	143 (H21)	201 (H27)	175(※6) (H26)	経営体	農業経営課
	14 農業委員に占める女性の割合	4.0 (H21)	6.9 (H27)	9.1 (H26)	%	農業経営課
	IV	15 DV防止法の認知度	77.7 (H21)	81.7	82.0 (H26)	%
16 乳がん検診受診者数		13,385 (H17)	32,300	41,250 (H24)	人	健康推進課
17 子宮がん(頸部)検診受診者数		31,017 (H17)	34,675	35,700 (H24)	人	健康推進課
18 10代の人工妊娠中絶率 [女子人口千人比]		8.4 (H17)	6.8 (H26)	6.7 (H24)	%	健康推進課

(※1):7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「地域活動」、「学校教育」、「政治」、「法律や制度」、「社会通念・しきたりなど」のこと。
男女共同参画に関する県民の意識・実態調査において、各分野ごとに男女の地位の平等感について調査。

(※2):実態調査において、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人の割合を取り上げる。

(※3):第3次男女共同参画計画策定にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。

(※4):病院職員、教育職員、警察職員を除く。

(※5):島根県が行う労務管理実態調査による数値。

(※6):当初の数値目標(160経営体)を達成したため、平成24年3月28日に改正。

資料編

○男女共同参画の推進状況	9
1. 社会制度・慣行、意識、教育の状況	
図1 社会全体における男女の地位の平等感	9
図2 性別役割分担に関する意識	9
図3 高等学校卒業者の進路別割合	10
2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況	
図4 地方議会における女性の議員の割合	11
図5 審議会等における女性の委員の割合	11
図6 県内公務員の女性の管理職の割合	12
図7 P T Aにおける女性の会長の割合	14
図8 自治会における女性の会長の割合	15
図9 公民館における女性の館長の割合	15
図10 女性を役職に登用している事業所の割合	16
3. 家庭、職場、地域における男女共同参画の状況	
図11 家庭の仕事等の役割分担	17
図12 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度	17
図13 労働力率	18
図14 事業所における雇用環境の整備状況	18
図15 育児休業制度・介護休業制度の利用状況	19
図16 育児休業制度を利用した労働者の割合	19
図17 こころカンパニー認定企業数	20
図18 家族経営協定締結農家数	21
図19 女性の農業委員の割合	21
図20 総合農業協同組合の女性役員の割合	21
図21 島根県外国人登録者数	22
4. 個人の人権関係	
図22 ドメスティック・バイオレンスの経験	23
図23 女性相談の件数	23
図24 女性相談の主訴別相談状況	24
図25 一時保護件数	24
○平成27年度施策の実施状況	25
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革	25
基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	27
基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立	35
○苦情処理の状況	41
○市町村における男女共同参画の状況	42
○島根県男女共同参画推進条例	44
○第2次島根県男女共同参画計画施策体系	49

男女共同参画の推進状況

1. 社会制度・慣行、意識、教育の状況

(1) 社会制度・慣行の状況

図1 社会全体における男女の地位の平等感

「男性の方が優遇されている」とする人の割合は79.5%と、「平等」(15.7%)や「女性の方が優遇されている」(4.1%)を大きく上回っています。

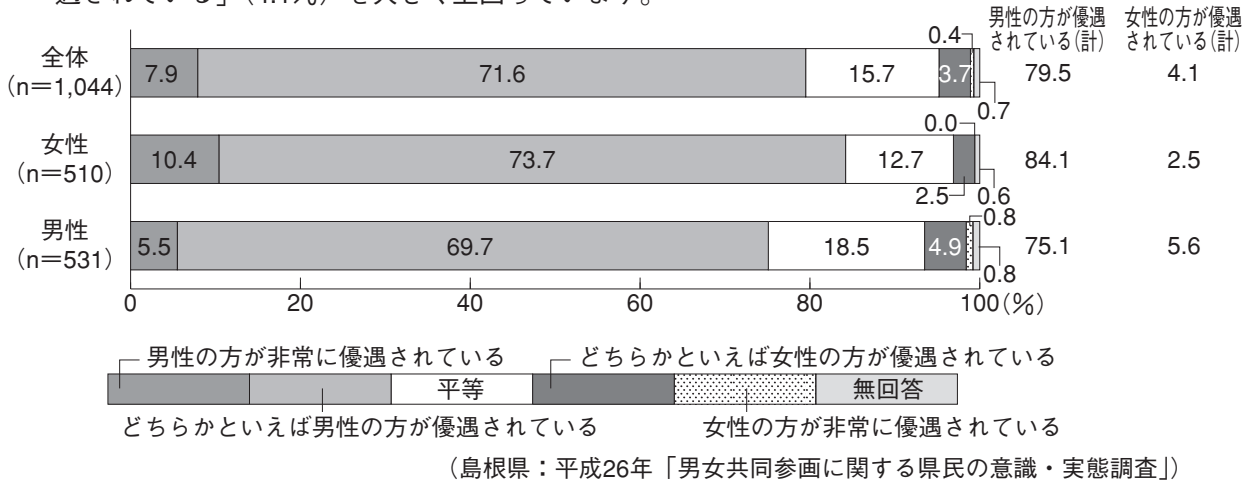
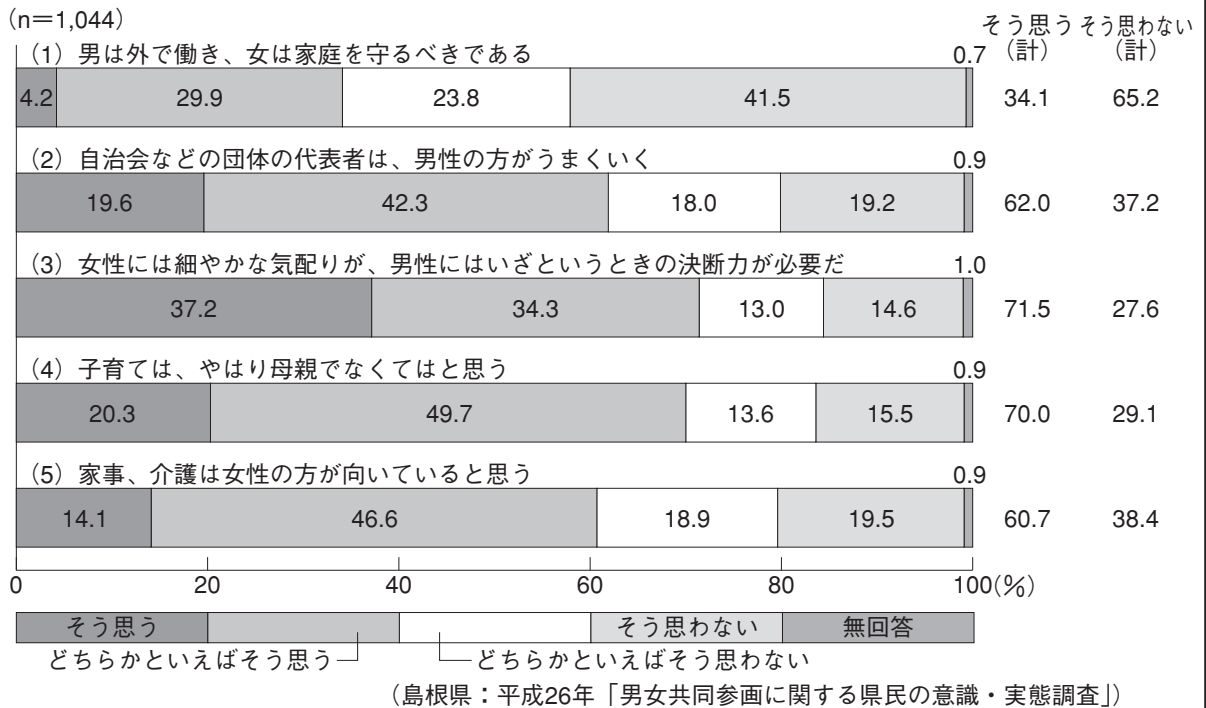
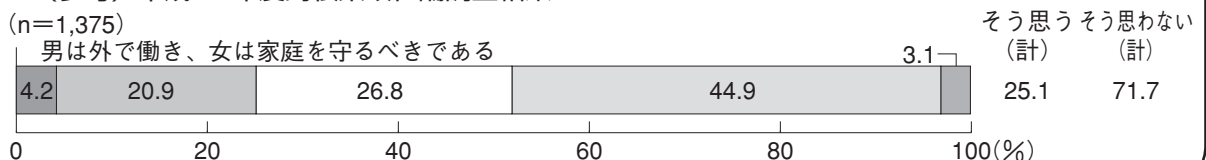


図2 性別役割分担に関する意識

固定的な性別役割分担意識を示す「男は仕事、女は家庭」については、6割以上が否定的ですが、それ以外の質問については半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。特に「女性は気配り、男性は決断力」、「子育ては母親」への肯定割合が高くなっています。



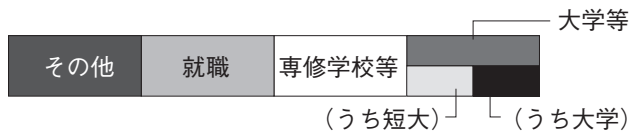
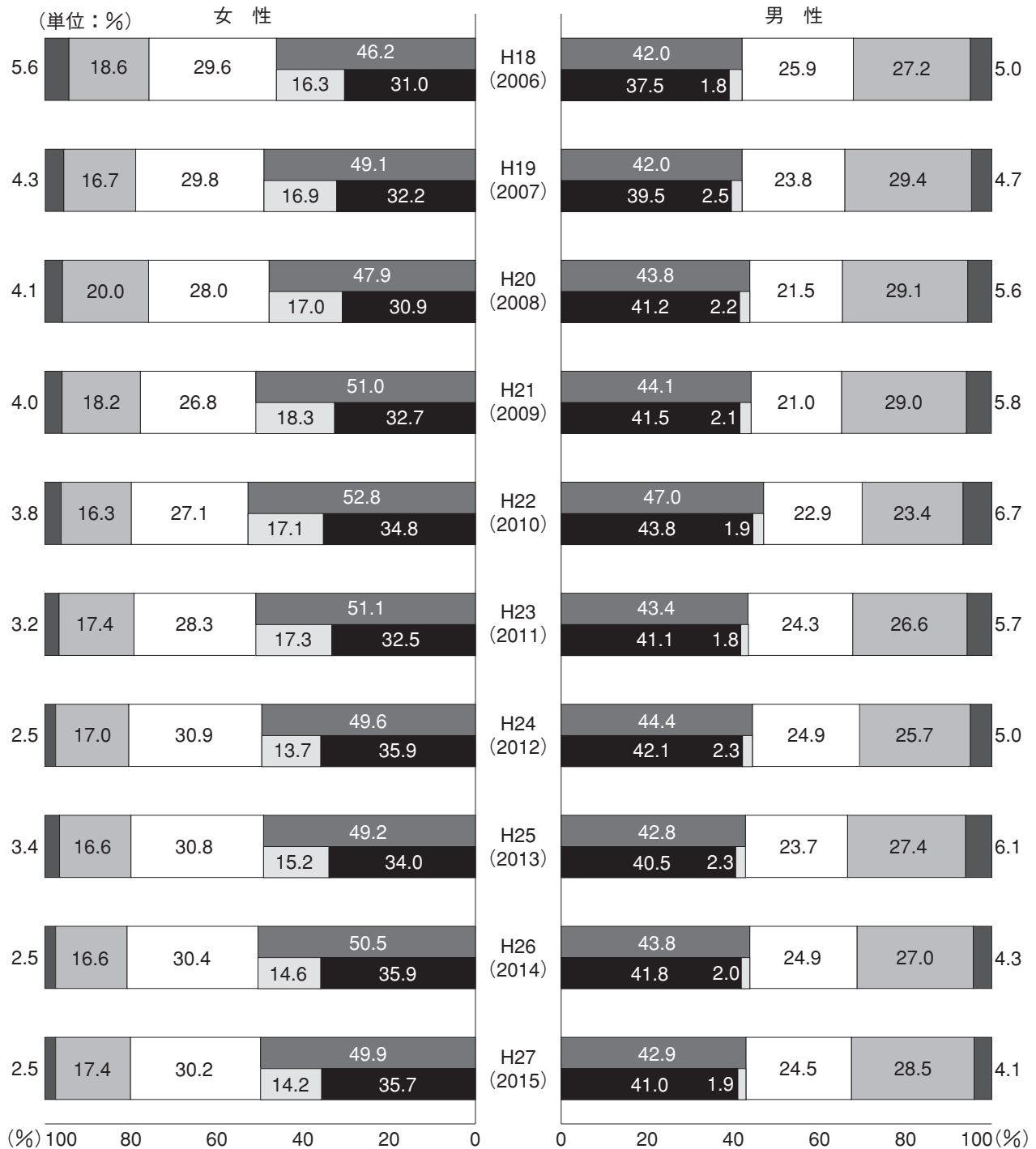
(参考) 平成27年度島根県政世論調査結果



(2) 教育・学習の状況

図3 高等学校卒業者の進路別割合

女性は、高等学校卒業後に就職する者の割合が減り、大学等進学者の割合が増加する傾向が続いており、大学等に進学する割合は男性より7.0ポイントも高くなっています。



- 注1) 大学等、専修学校等には就職進学者を含む。
- 注2) 専修学校等には、公共職業能力開発施設等を含む。
- 注3) 就職は、就職進学・入学者を除く。

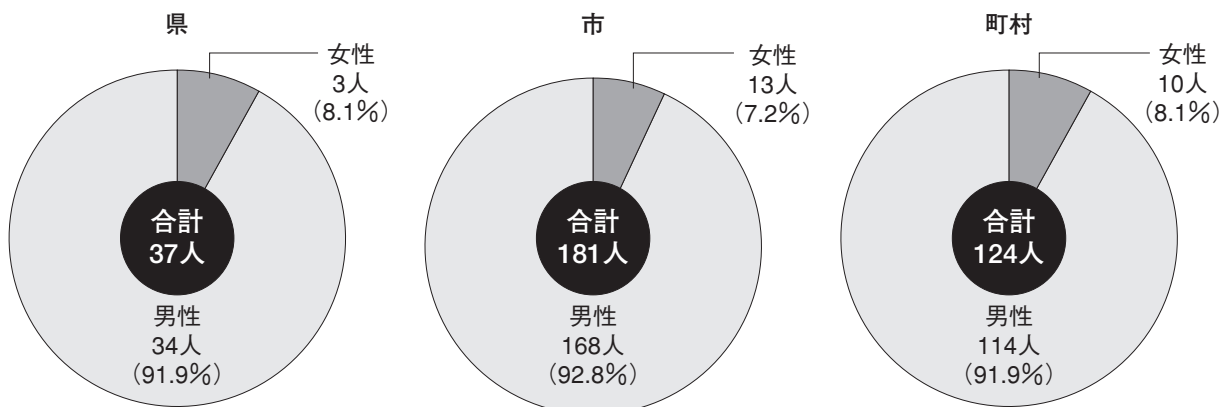
(島根県：平成27年度「学校基本調査」)

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

(1) 県・市町村における状況

図4 地方議会における女性の議員の割合

平成28年4月1日現在で、市議会の女性議員の割合は7.2%であり、前年度（7.2%）から横ばいです。町村議会の女性議員の割合も8.1%であり、同じく前年度から横ばいです。また、県議会には3名の女性議員が選出されています。



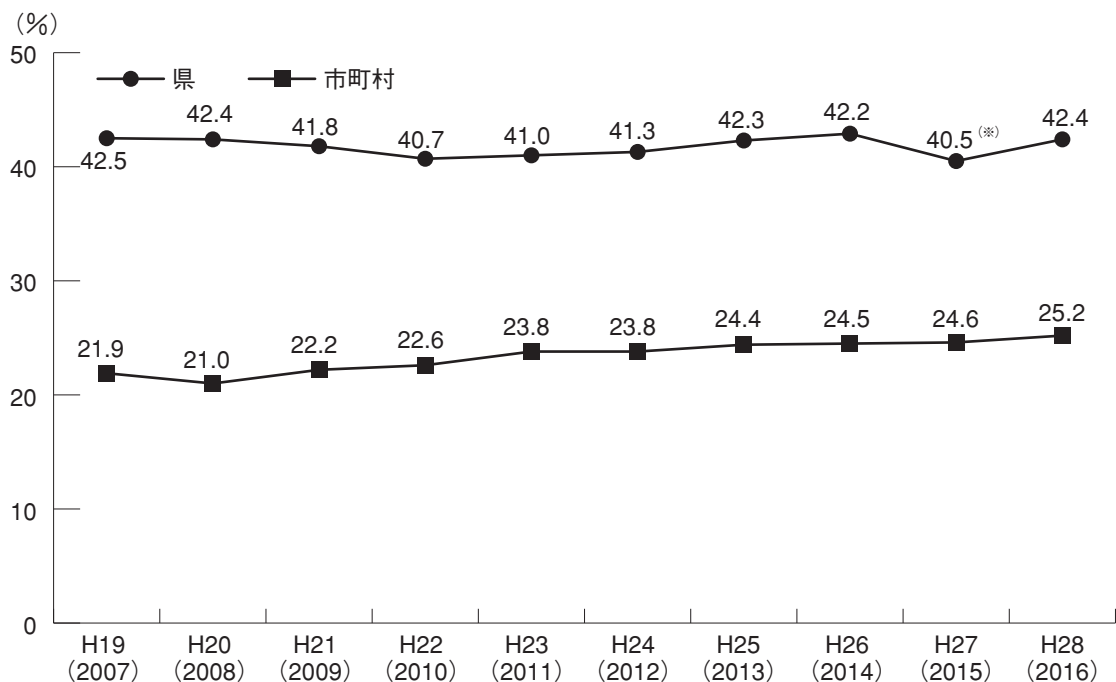
(島根県環境生活総務課調査)

図5 審議会等における女性の委員の割合

○県（目標の対象である審議会等の登用率）

○市町村（地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の登用率）

審議会等の女性の参画率は、県では42.4%（平成28年4月現在）と、平成18年度以降40%を上回っています。一方、市町村では25.2%（平成28年4月現在）と、平成21年度以降、微増傾向となっています。



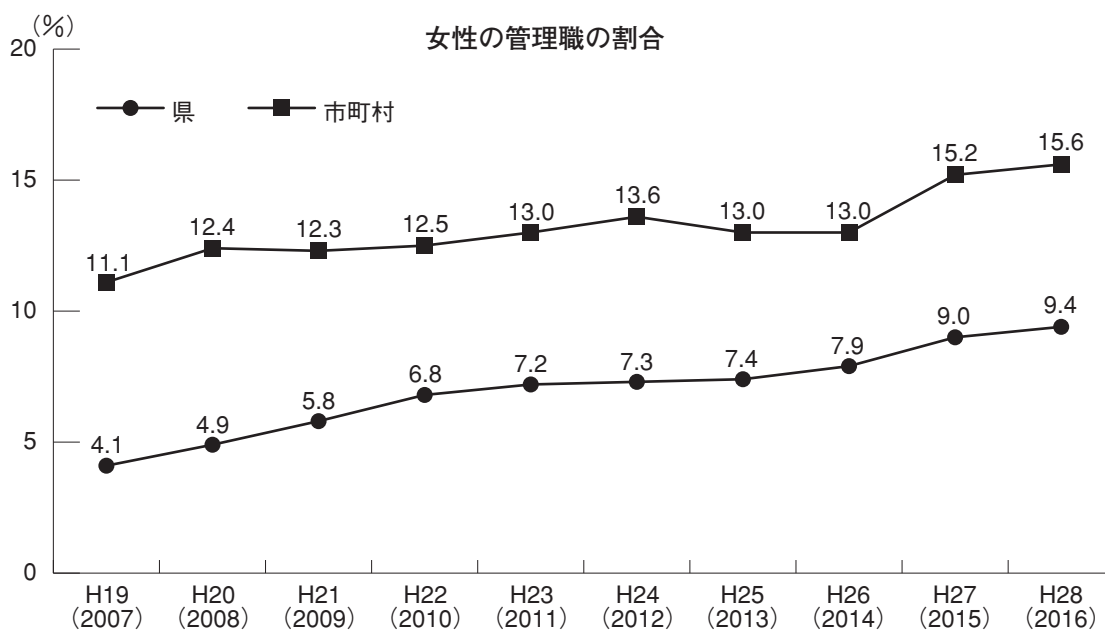
※県の数値は、平成23年度から平成25年度まで、3月31日現在で調査

※第3次男女共同参画計画策定にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。(島根県環境生活総務課調査)

図6 県内公務員の女性の管理職の割合

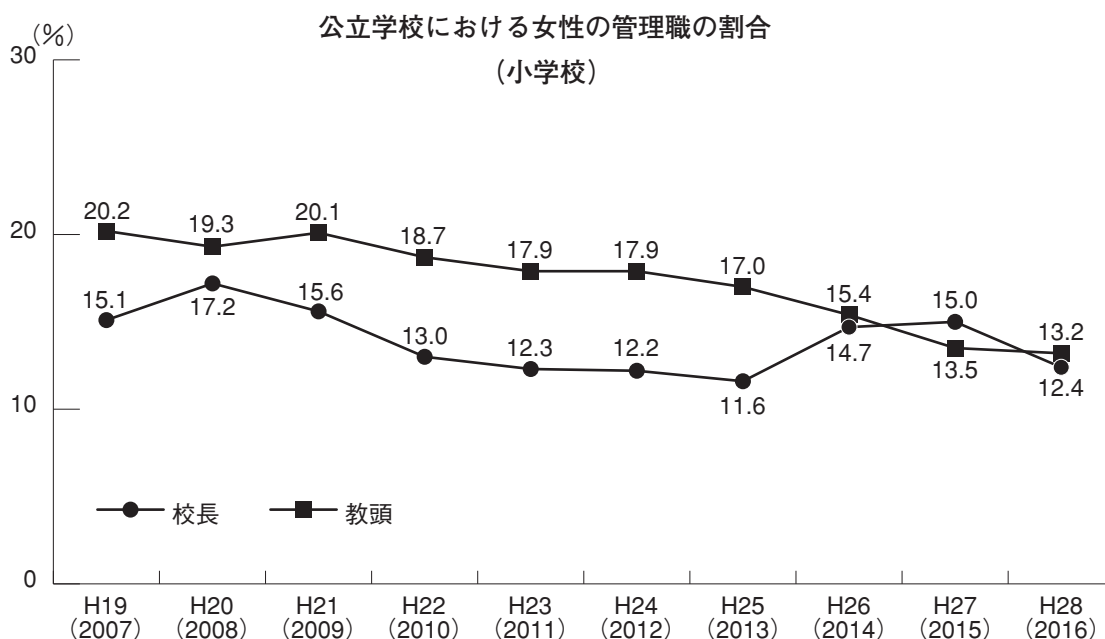
- 県職員における女性の管理職の割合
- 市町村職員における女性の管理職の割合
- 公立学校教職員における女性の管理職の割合

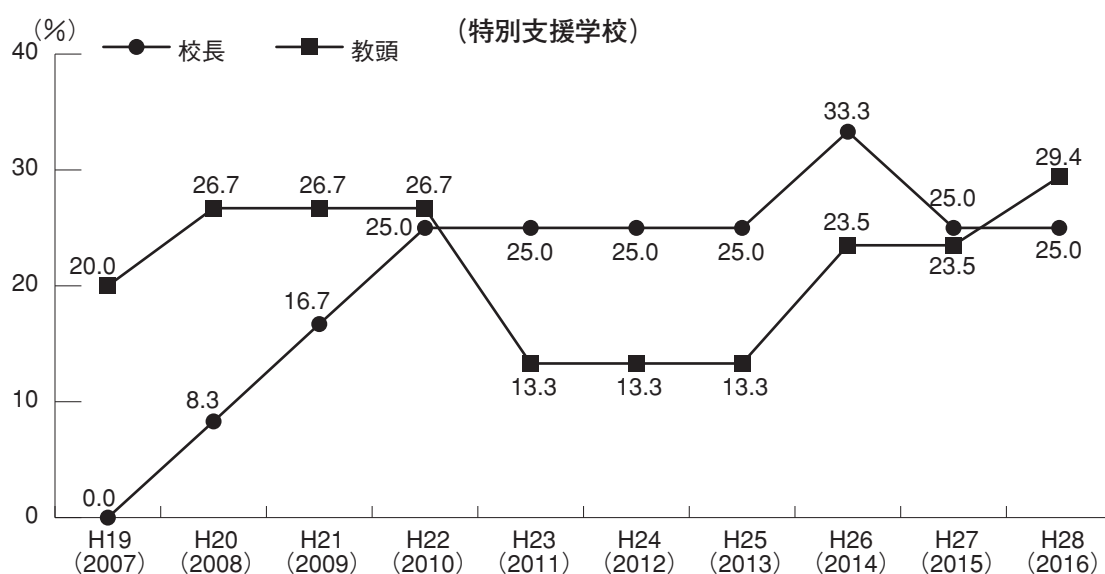
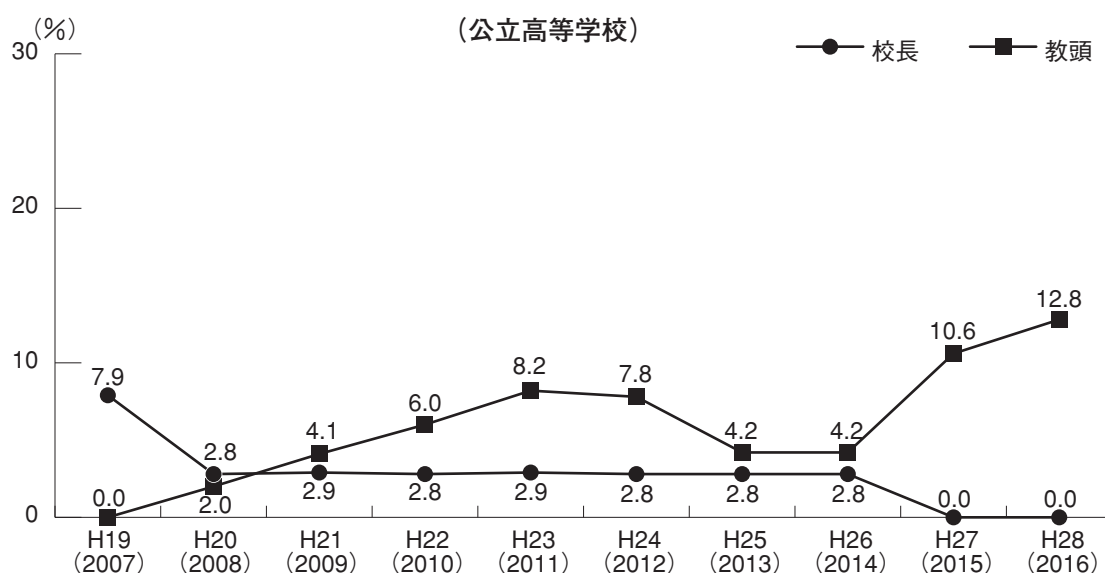
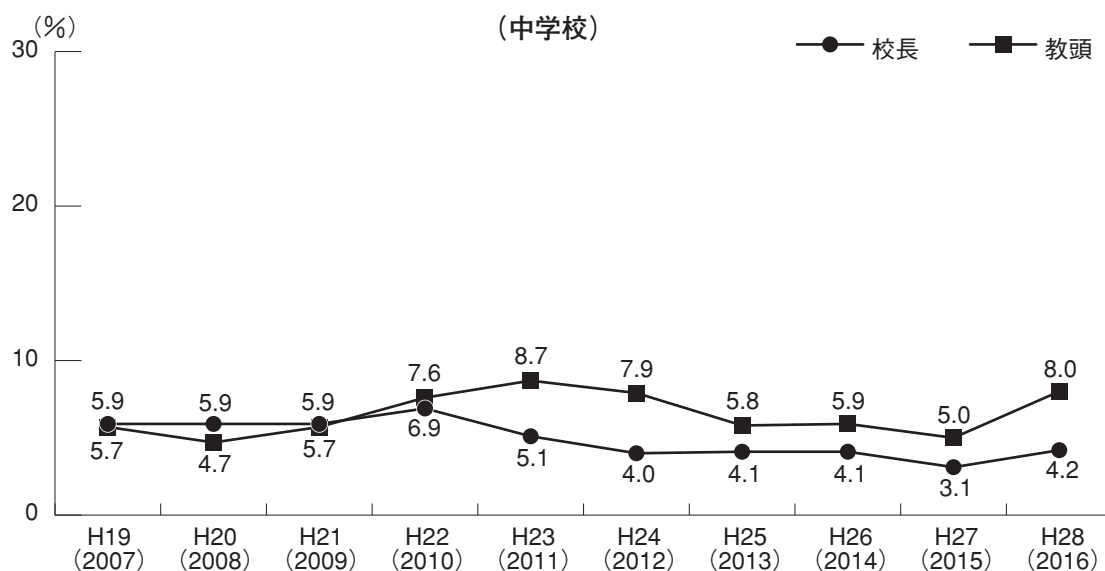
公務員の女性管理職の割合については、県、市町村とも昨年に比べ伸びています。
公立学校における女性の管理職登用割合は、ほぼ横ばい傾向となっていますが、公立高等学校の教頭職はこの10年間で最高値となりました。



※管理職とは本庁における課長相当職以上の職
※病院職員、警察職員を含む。教育職員を除く。

(島根県環境生活総務課調査)



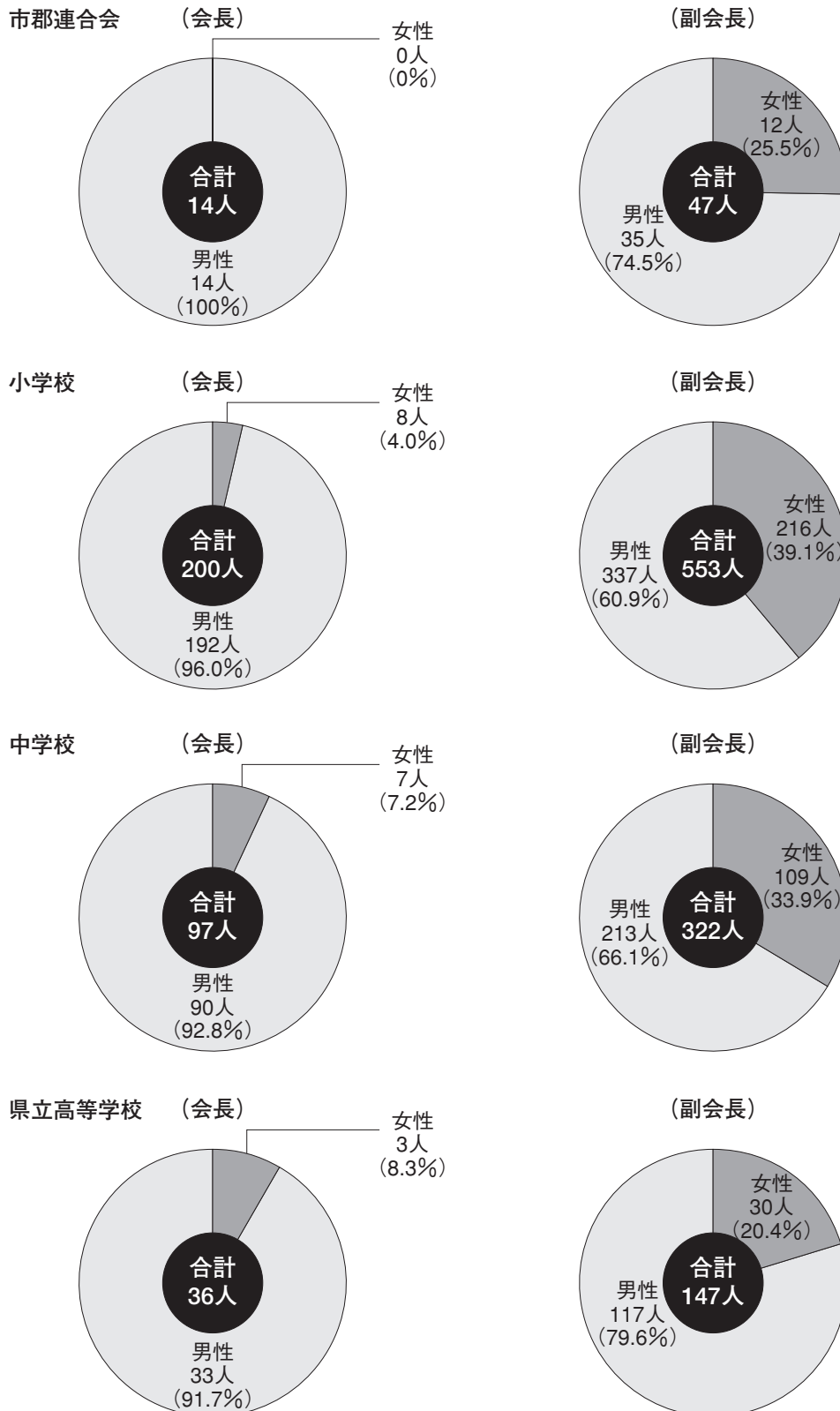


(島根県教育委員会調査)

(2) 地域における状況

図7 PTAにおける女性の会長の割合

平成28年8月現在で小学校のPTAの女性の会長の割合は4.0%、副会長の割合は39.1%です。また、中学校のPTAの女性の会長の割合は7.2%、副会長の割合は33.9%です。県立高等学校PTAについては、女性の会長の割合が8.3%、副会長の割合が20.4%です。



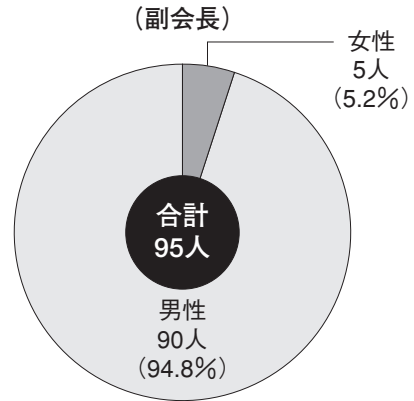
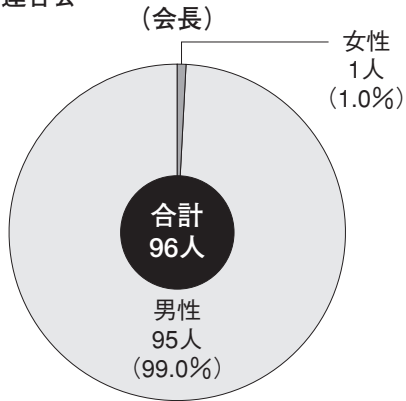
(島根県環境生活総務課調査)

図8 自治会における女性の会長の割合

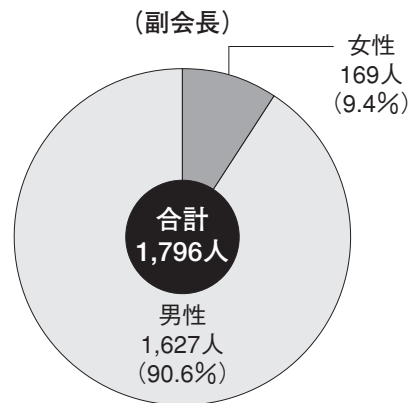
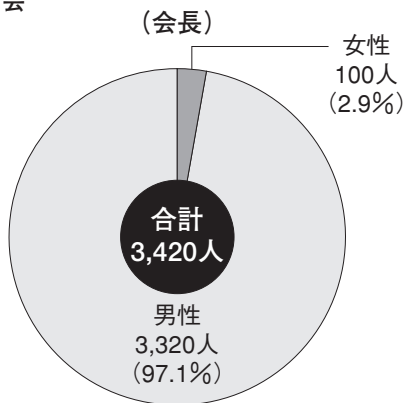
(市町村の把握できた自治会の数値です。)

平成28年4月現在で女性の自治連合会の会長は1.0%、副会長は5.2%、自治会の会長・副会長は2.9%・9.4%と非常に低い状況です。

自治連合会



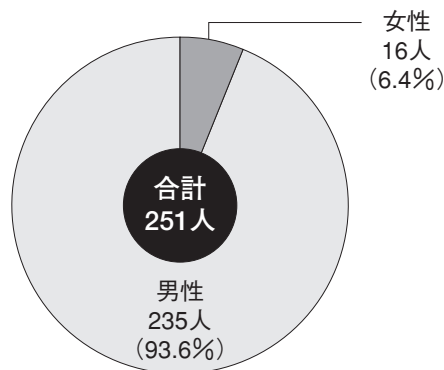
自治会



(島根県環境生活総務課調査)

図9 公民館における女性の館長の割合

平成28年4月現在で、県内の公民館長のうち6.4%が女性の公民館長です。

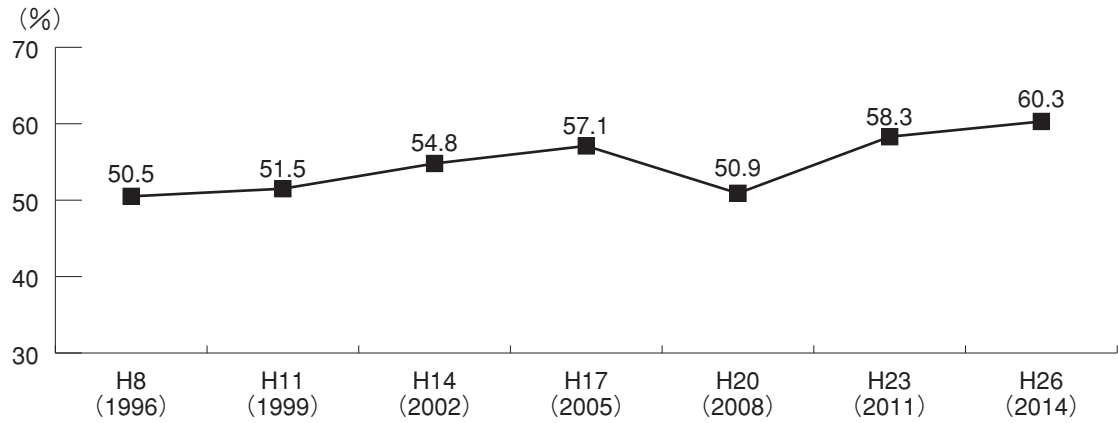


(島根県環境生活総務課調査)

(3) 事業所における状況

図10 女性を役職に登用している事業所の割合

女性を何らかの役職に登用している事業所の割合は年々高まっており、半数以上の事業所で登用されています。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

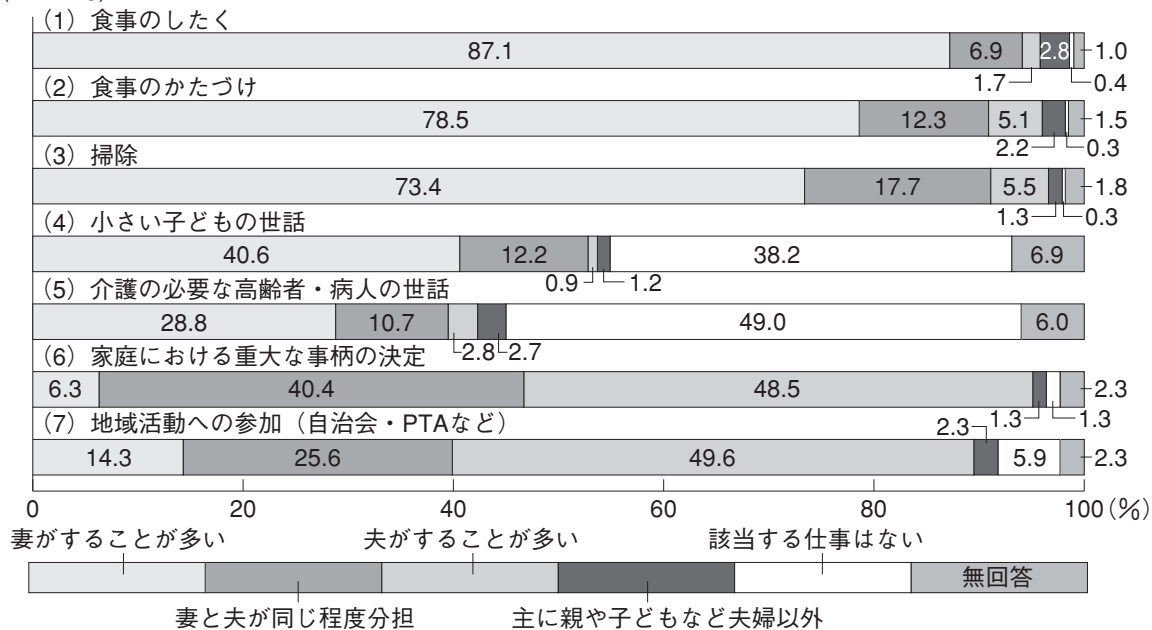
3. 家庭、地域、職場における男女共同参画の状況

(1) 家庭における状況

図11 家庭の仕事等の役割分担

日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて妻がすることが多くなっていますが、「家庭における重大な事柄の決定」では夫が半数近くを占め、最も多くなっています。

(n=778)

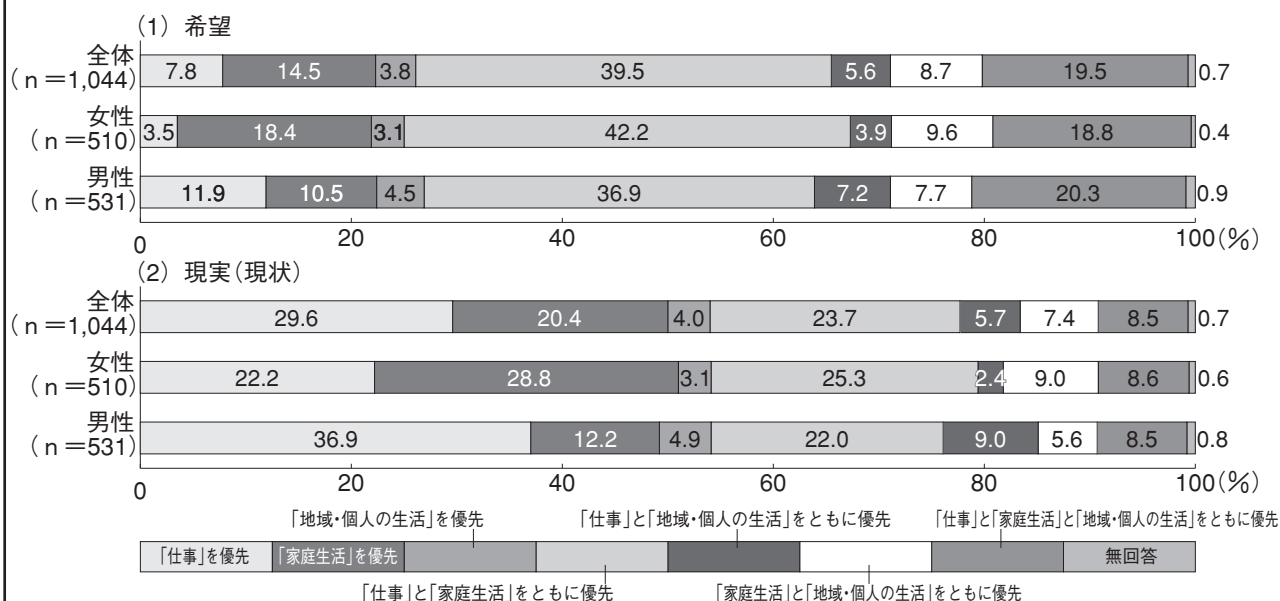


(島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」)

図12 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度

希望優先度としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合が39.5%と最も高く、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人の割合(19.5%)が続いています。

ただ、現状では、女性は「家庭生活」を優先している人の割合(28.8%)が高く、男性は「仕事」を優先している人の割合(36.9%)が高くなっています。



(島根県：平成26年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」)

(2) 事業所における状況

図13 労働力率

男女別労働力率を年齢5歳階級別に見ると、県の女性は25歳～29歳と45歳～49歳を頂点とし、35歳～39歳を谷とするM字カーブとなっています。

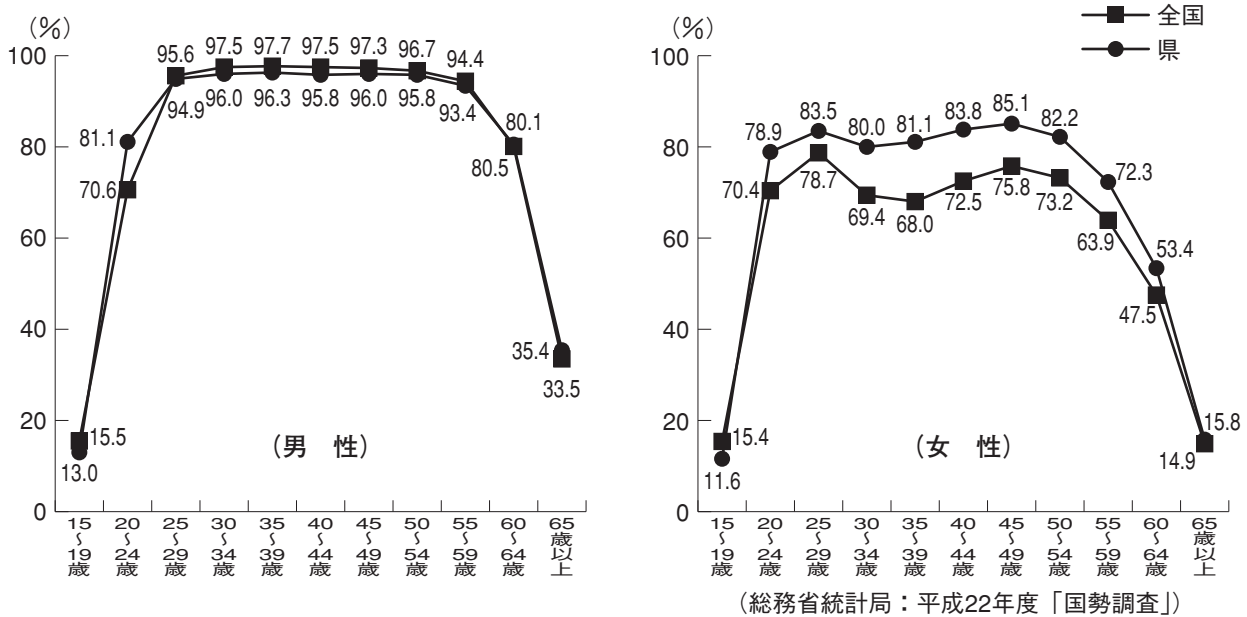
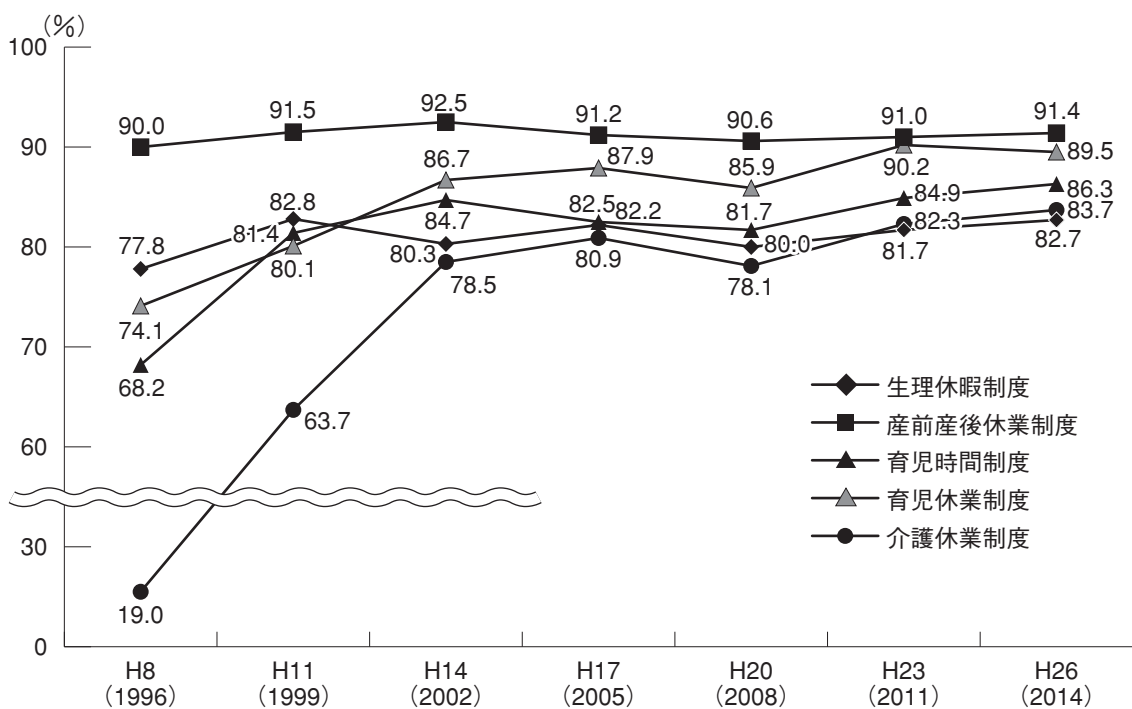


図14 事業所における雇用環境の整備状況

雇用環境の整備に関する制度の規定を設けている事業所の割合は年々高まり、生理休暇制度、産前産後休業制度、育児時間制度、育児休業制度の各制度とも平成11年度から8割以上の事業所が規定を設けています。

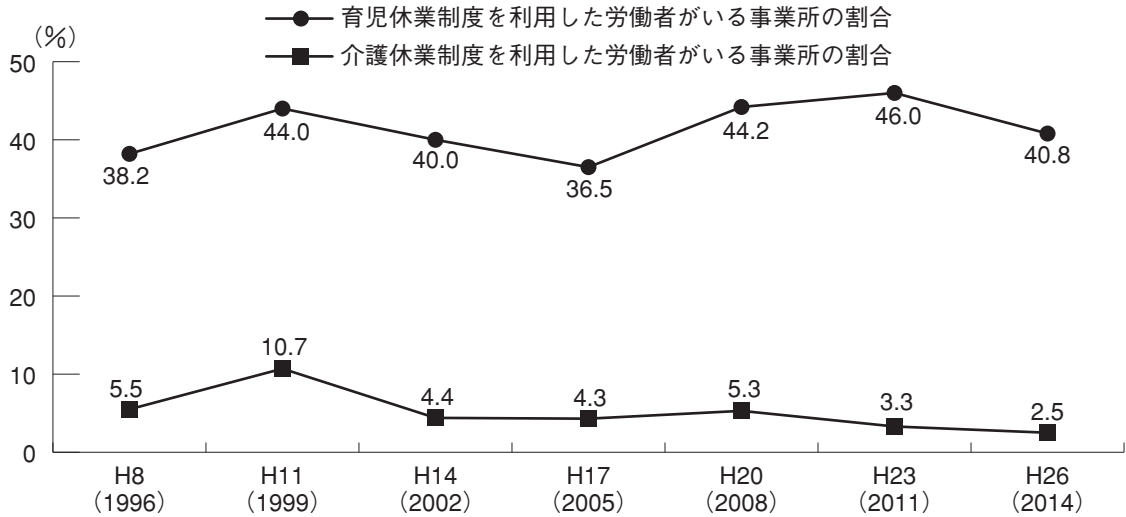
また、介護休業制度も平成14年度以降、約8割の事業所が規定を設けています。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図15 育児休業制度・介護休業制度の利用状況

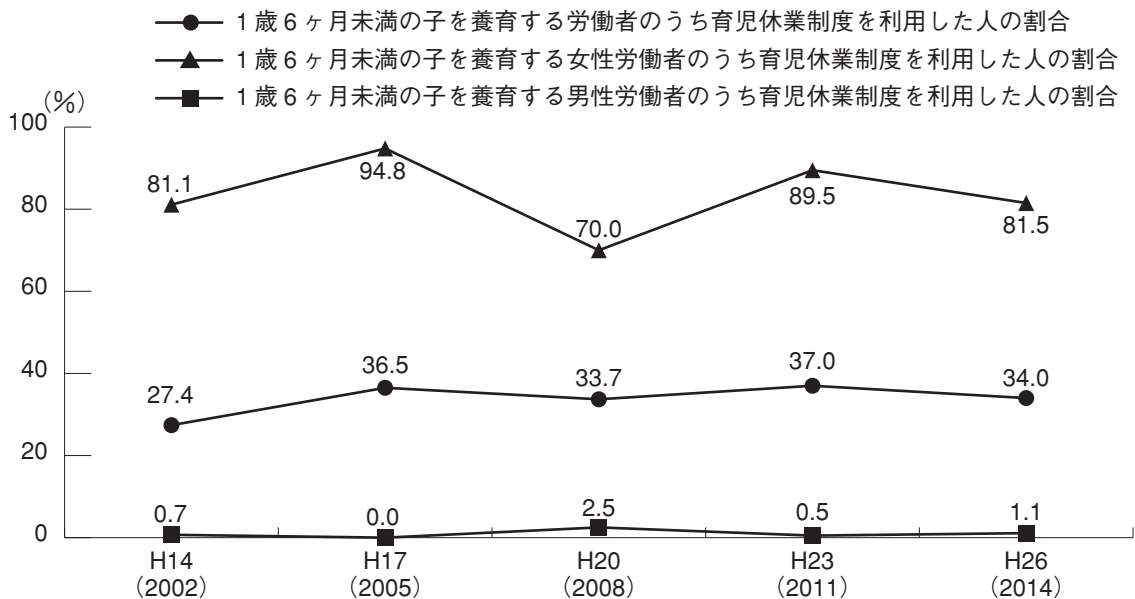
1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者がいる事業所のうち育児休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、平成8年度以降、約4割です。
また、全ての事業所のうち介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、依然として低い状況です。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図16 育児休業制度を利用した労働者の割合

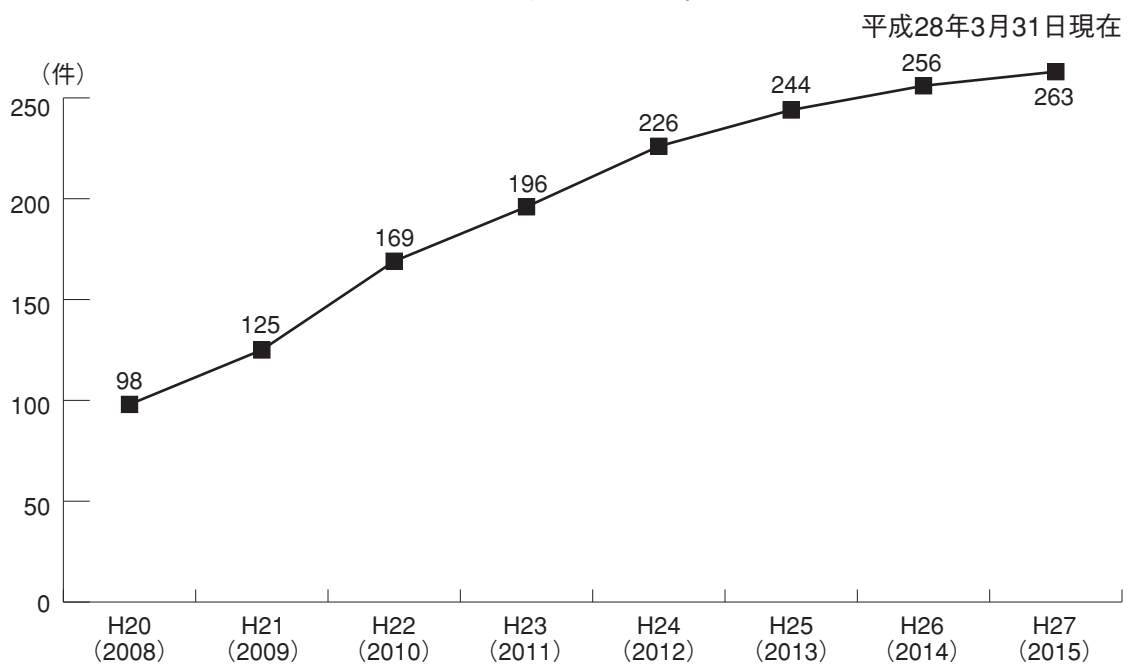
1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者のうち育児休業制度を利用した労働者の割合は、平成14年以降、約3割です。
1歳6ヶ月未満の子を養育する女性労働者のうち育児休業制度を取得した人の割合は、平成14年以降、7割以上です。
1歳6ヶ月未満の子を養育する男性労働者のうち育児休業制度を取得した人の割合は、依然として低い状況です。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
平成23年度調査より、調査対象労働者を「1歳未満の子を養育する労働者」から「1歳6ヶ月未満の子を養育する労働者」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図17 こっころカンパニー認定企業数

こっころカンパニー認定企業数は増加傾向を示しています。



※こっころカンパニー：従業員の子育てを積極的に対応する企業を認定し、県の入札や融資制度などで優遇する制度。

(島根県子ども・子育て支援課調査)

(3) 農林水産業における状況

図18 家族経営協定締結農家数

家族経営協定を締結している農家数は増加傾向が続いています。

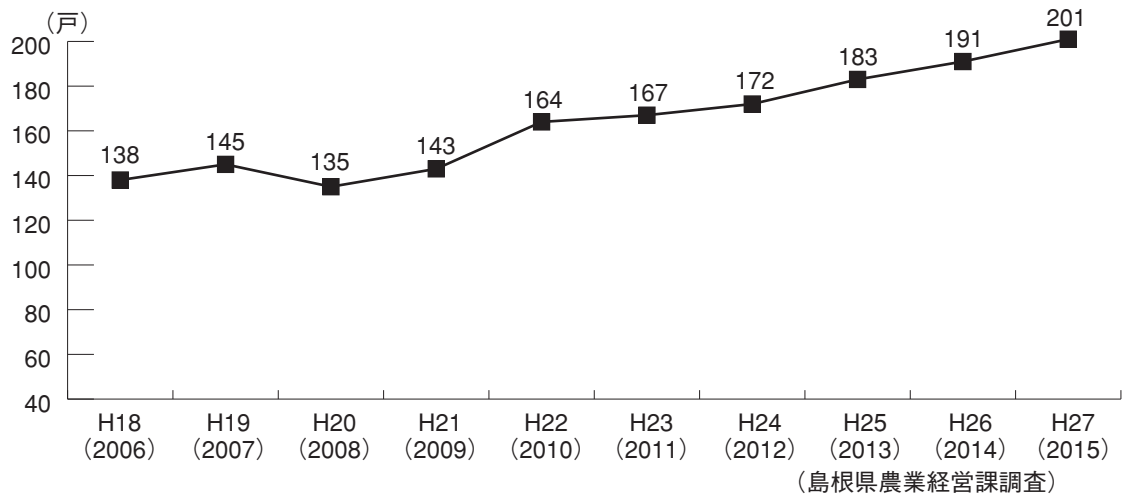


図19 女性の農業委員の割合

女性の農業委員の割合は緩やかに増加しています。

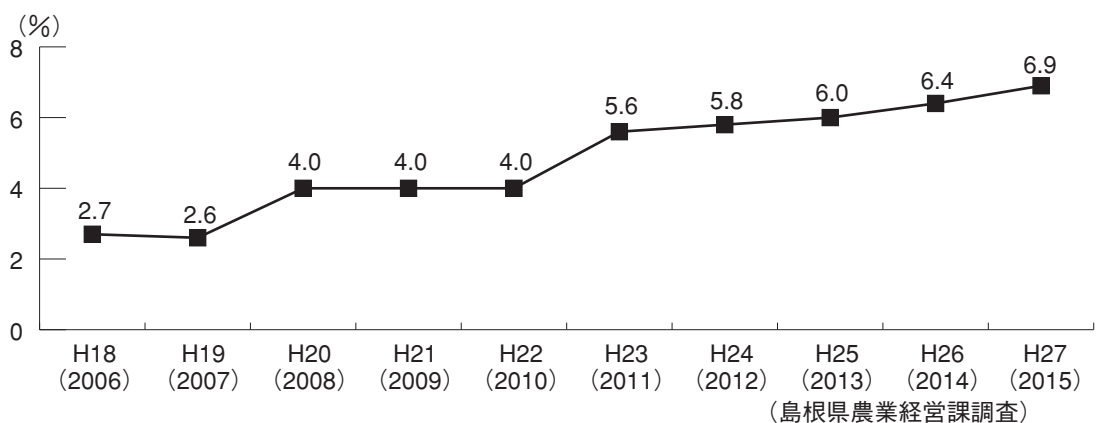


図20 総合農業協同組合の女性役員の割合

女性の総合農業協同組合役員の割合はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成26年度は統合の影響により減少しています。

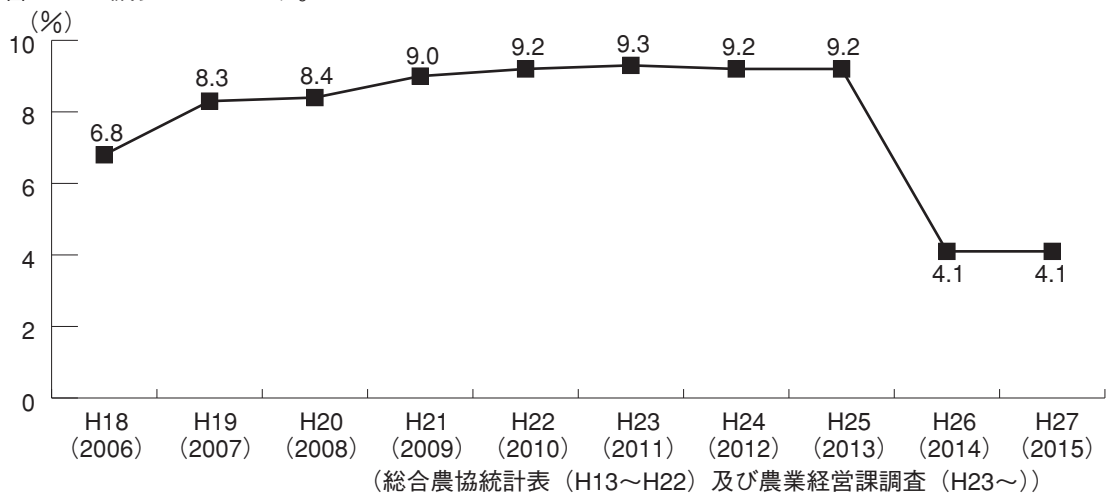
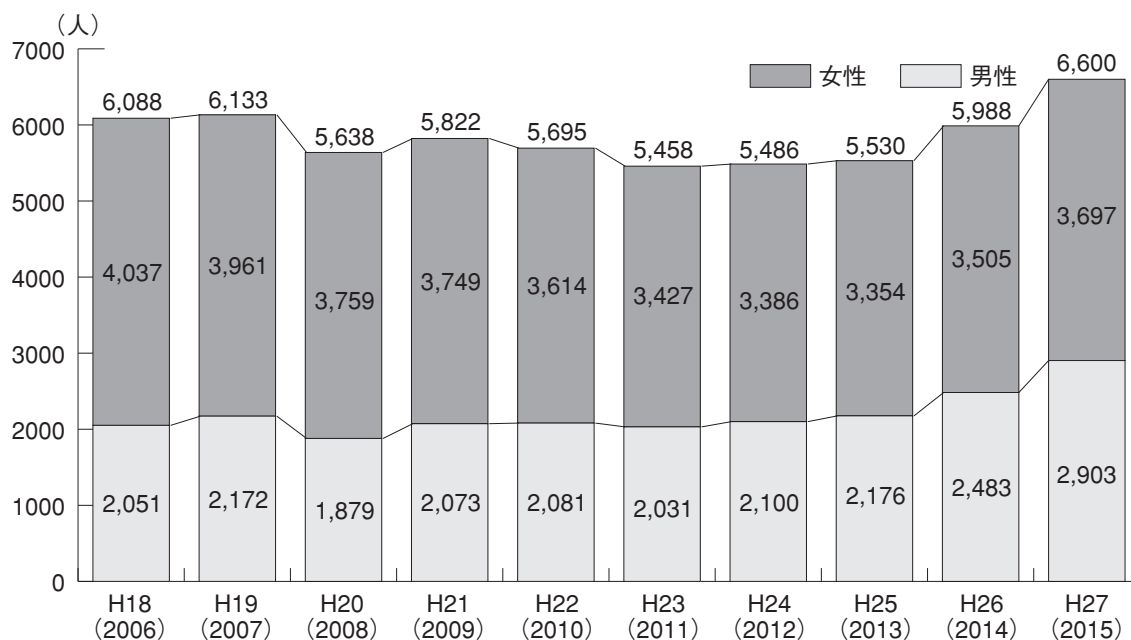


図21 島根県外国人登録者数

外国人登録者数は平成20年に減少し、それ以降は概ね横ばいで推移していましたが、平成26年より増加傾向となっています。



(法務省入国管理局調査)

4. 個人の人権関係

図22 ドメスティック・バイオレンスの経験

ドメスティック・バイオレンスの経験については、直接自分が経験したことがある人に自分のまわりに経験した人がいるを加えると25.9%に上っています。

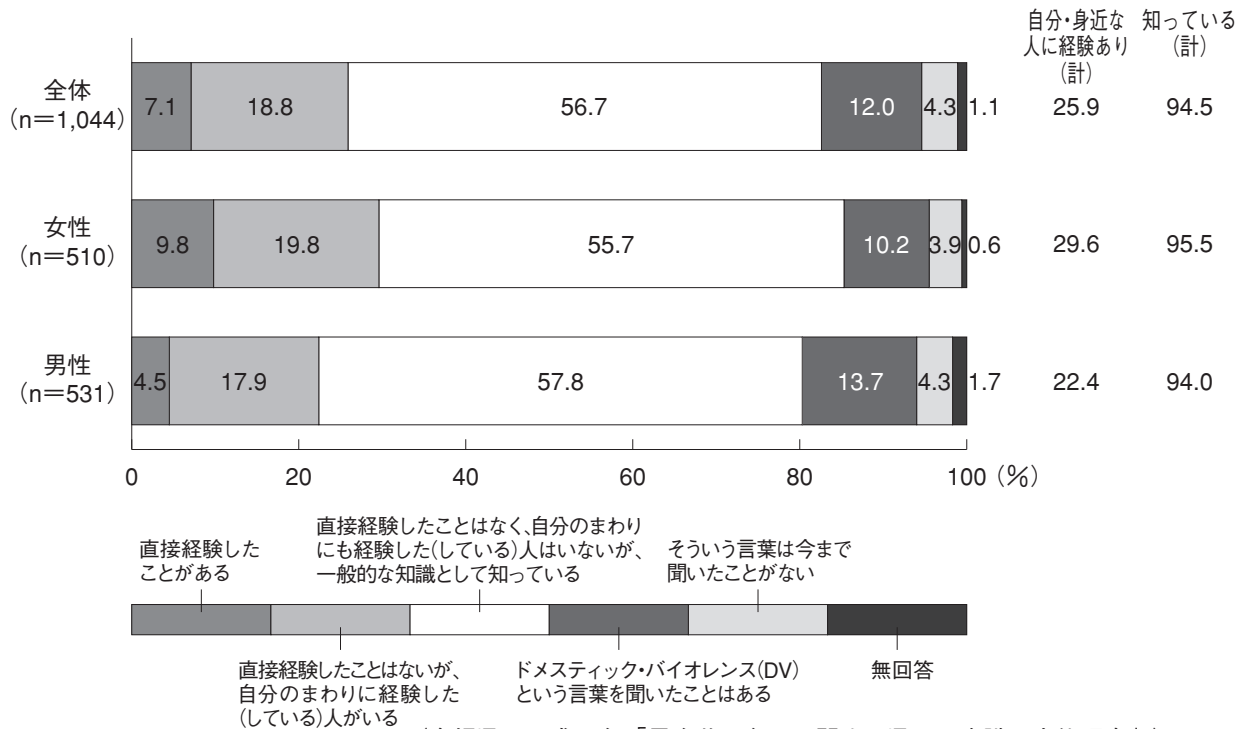
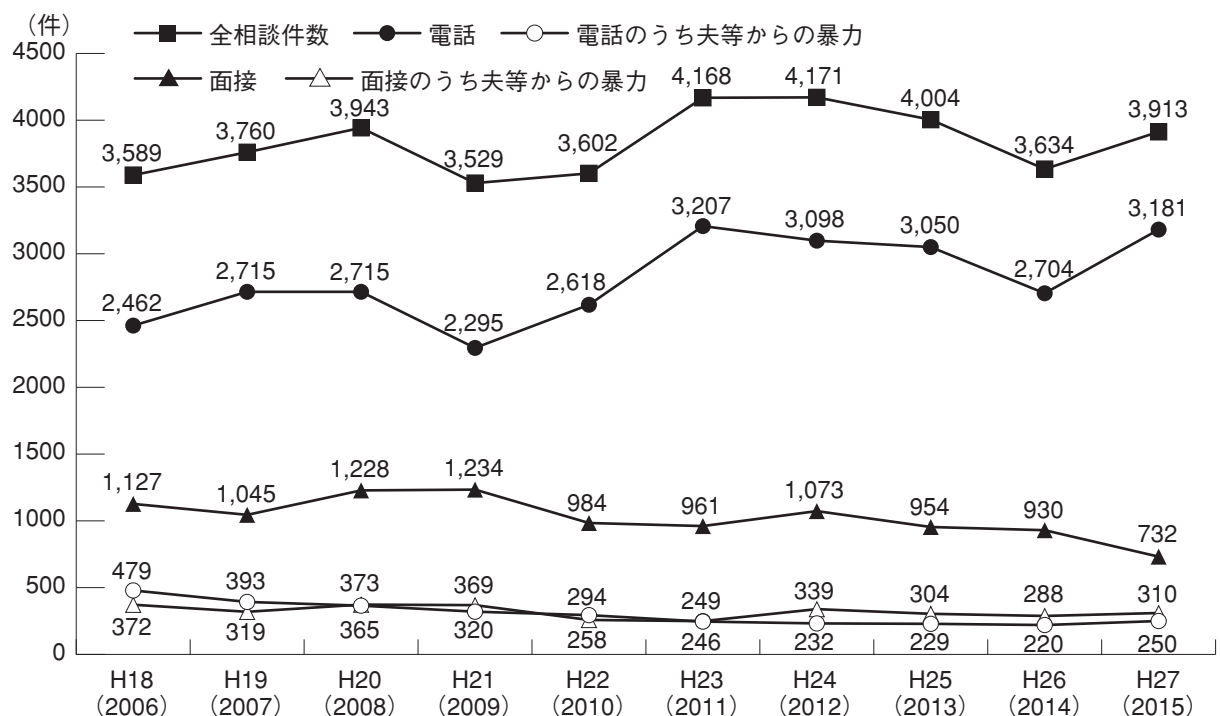


図23 女性相談の件数

相談件数（電話及び面接の合計）は、前年度に比べて279件増加しました。



注 女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

(島根県女性相談センター調査)

図24 女性相談の主訴別相談状況（平成27年度）

平成27年度にあった相談内容を主訴別に見ると、精神的問題（25.4％）が最も多く、夫婦間の問題（「夫等からの暴力」「夫等の薬物・酒乱」「離婚問題」「夫等その他」）が全体の39.8％を占める状況です。

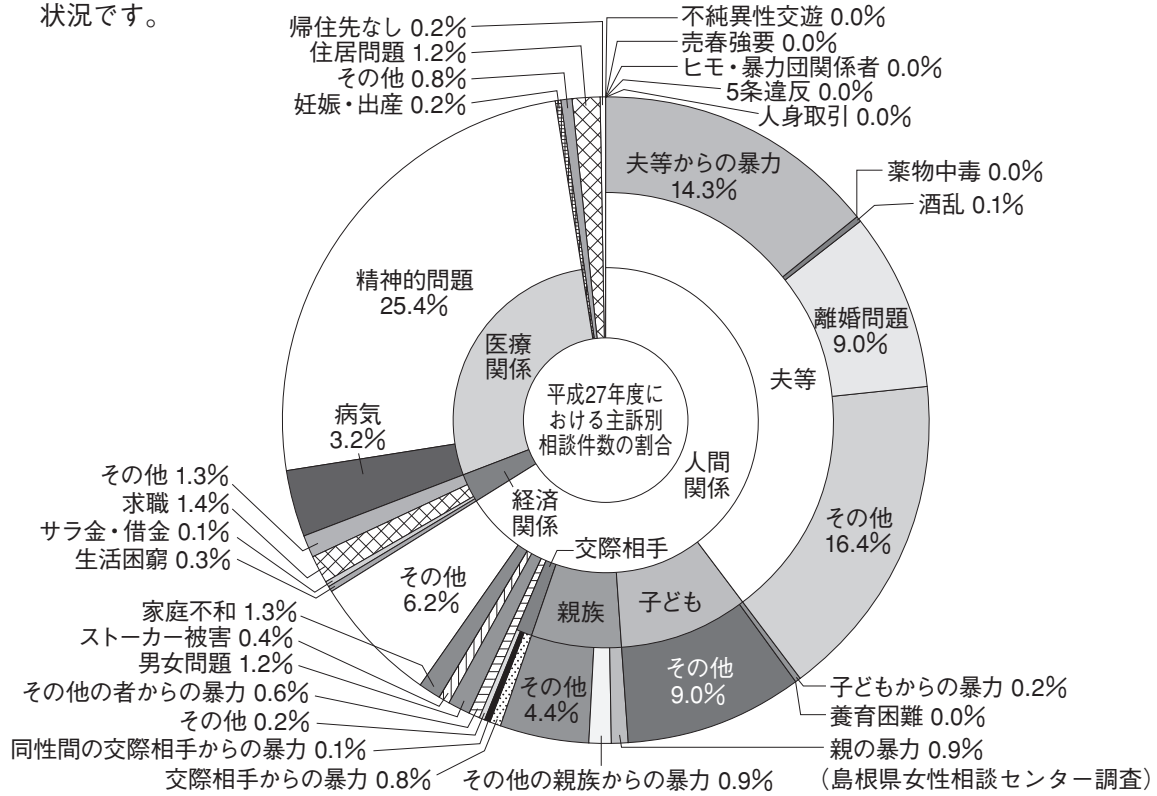
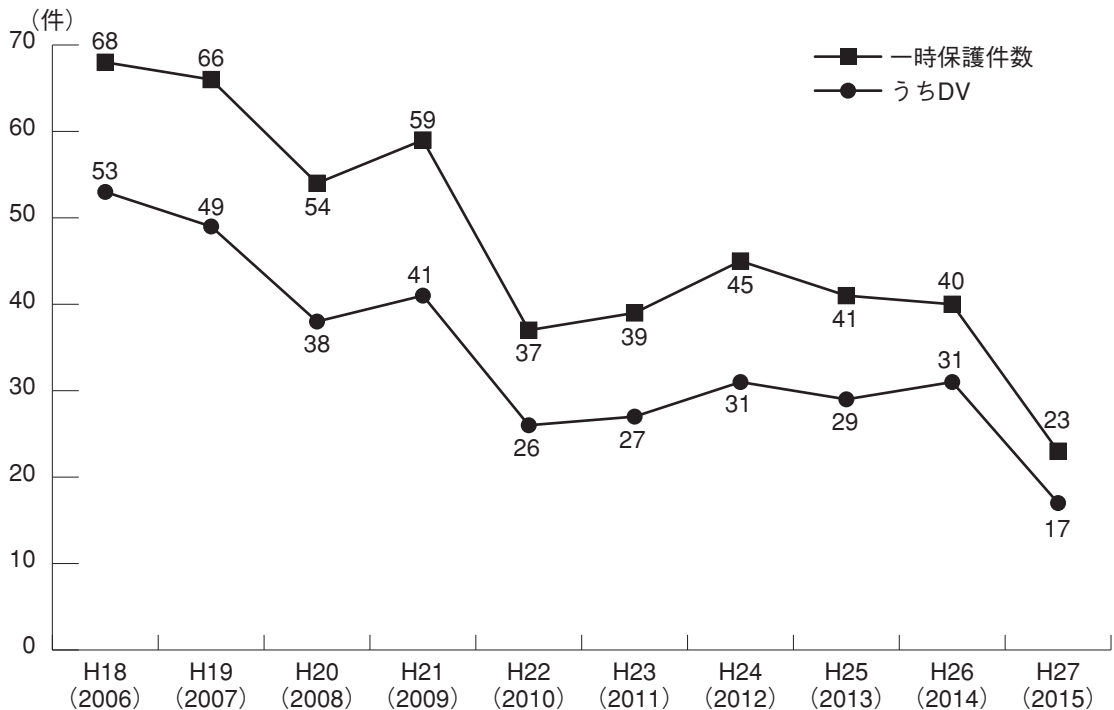


図25 一時保護件数

一時保護の約7割がDVによるものとなっています。



（島根県女性相談センター調査）

平成27年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革				
(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開				
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①男性のためのブラッシュアップセミナー（1市1町7回、受講者60名（のべ211名）） ②職場で学ぶライフマネジメント講座（8社、受講者340名） ③学生向けライフデザイン支援講座（4カ所4回、受講者783名） ④企業、団体役員セミナー（約28名参加） ⑤男女共同参画お届け講座（3回、受講者のべ137名） ⑥市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：59件） 	2,812	環境生活総務課
		●6月の男女共同参画推進月間を中心に、新聞等で啓発	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との連携による男女共同参画推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：49団体（行政13、関係団体14、女性団体12、学識・マスコミ10） 	321	
		<ul style="list-style-type: none"> ●企業・団体等における理解と取組みの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修の開催 【再掲】 企業、団体役員セミナー（約28名参加） 	24	
		<ul style="list-style-type: none"> ●企業トップセミナーの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の推進を図るための職場環境づくりや男女共同参画の推進を目的としたトップセミナーを開催。 テーマ：「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」 開催日：平成28年2月10日（水） 対象者：県内の事業主、人事労務担当者 参加者：28名 	103	雇用政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ●企業・団体等における理解と取組みの促進 <ul style="list-style-type: none"> 商工団体において開催された経営者向けセミナー等で男女共同参画についての周知を図った。 	—	中小企業課
(2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①男性のためのブラッシュアップセミナー（1市1町7回、受講者60名（のべ211名）） ②職場で学ぶライフマネジメント講座（8社、受講者340名） ③学生向けライフデザイン支援講座（4カ所4回、受講者783名） 	2,263	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●若年層への予防啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に県内各学校に配布した「デートDV予防教育プログラム」について、会議や研修等において教育現場で利用促進してもらえよう働きかけを行った。 	—	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●県立学校におけるデートDV防止に関する授業等の実施校数：(40校/50校中) 実施形態：保健の授業、LHR、講演会等。 実施内容：講師を招いての講演、DVDやパンフレット等を活用した授業など 	—	教育庁 教育指導課
(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供				
		<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回） 	238	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●書籍・映像資料の収集 <ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画センター情報ライブラリー用書籍204点、映像資料17本を購入 	1,036	
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画促進・人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●職場における女性の活躍に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> 第3次島根県男女共同参画計画策定の基礎資料とするため、県内の企業における女性の活躍に関する状況等を把握するため、経営者向けと社員向けの2種類のアンケート調査を実施 	850	

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
重点目標 2	男女共同参画に関する教育・学習の推進			
	(1) 学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進			
	<p>●保育所職員育児支援専門研修 保育所職員に対し専門知識の習得・保育技術の向上や子育て相談技術の向上を目的とした研修を行った。 ①障がい児保育推進研修（松江市・浜田市） ②保育士現任研修（中堅コース）（松江市・浜田市） ③乳児保育推進研修（松江市・浜田市・出雲市） ④子育て支援担当者研修（松江市・浜田市） ⑤保育所指導的職員研修（松江市・浜田市） ⑥保育士採用2～5年目研修（松江市・浜田市） それぞれ1回ずつ開催した。</p>	2,100	子ども・子育て支援課	
	<p>●人権の視点から男女共同参画に関する教育の充実を図るため研修資料を収集し、人権・同和教育に係る各種研修講座において情報提供を行った。また、人権・同和教育推進状況調査で、人権課題「女性」に関する取組みの状況について実態調査を行った。</p>	—	教育庁 人権同和教育課	
	<p>●私立学校振興費補助金の政策的経費配分として、人権・同和教育費配分を行った。</p>	34,593	総務課	
	<p>●小学校家庭科教育講座、中・高等学校家庭科教育講座、中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育講座（家庭分野）を実施した。引き続いて、家庭科教育の充実・発展に努めた。 ・のべ日数3日間 受講者76名</p>	188	教育庁 教育指導課 （教育センター）	
	<p>●管理職研修会において指導した。男女共同参画に関する理解の促進に引き続き努めた。</p>	—	教育庁 学校企画課	
	(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進			
	<p>●社会教育指導者への研修の充実事業 幼・小・中・高・特別支援学校PTA役員等が、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として重要な役割を担っていることを再認識し、今PTAに求められているものは何なのか参加者全員で考える研修会を実施した。 島根県PTA指導者合同研修会 テ ー マ：ふるさと島根の持続的発展に向けて ～地方創生は「ふるさとを思う心」から… P T Aにできること～ 実施時期：平成27年11月28日（土） 会 場：島根県立青少年の家 サン・レイク 対 象 者：幼・子ども園・小・中・高・特P T A連合会の指導者の134名</p>	210	教育庁 社会教育課	
	<p>●島根県連合婦人会事業費補助金 女性の社会教育団体として、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでいる島根県連合婦人会の活動を支援するため、広報活動事業への補助を実施した。 広報誌名称：平成27年度 婦人志まね 6ページ 部 数：6,000部</p>	100		
	<p>●社会人権・同和教育啓発基礎講座 市町村や公民館の新規採用職員・新規担当職員を対象とした研修で、ジェンダー・性別役割分担についての考え方、男女共同参画に関する県民意識調査結果を取り上げた。 平成27年5月26日 東部地区 53名参加 平成27年5月20日 西部地区 58名参加</p>	62	人権同和对策課	

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	基本方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標3	県の政策・方針決定過程への女性の参画推進と市町村、企業、団体等における取組の促進			
(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●県行政の施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、女性職員の育成に努め、積極的に登用した。 また、女性職員が様々な職務等の経験をできるようにキャリア形成の機会を積極的に提供した。 ・平成28年度の課長級以上の女性職員の割合 8.5%（病院・教育・警察職員を除く） 	—	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画促進・人材育成事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供 	—	環境生活総務課
(2) 市町村、企業、団体等における取組の促進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村における女性職員の登用促進 市町村における女性職員の登用、職域拡大及び能力開発を推進するため、情報提供を行った。 	—	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への男女共同参画推進取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村担当者研修の開催（6回、のべ35名参加） ※男女共同参画推進員養成研修と合同で開催 ②市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数:59件）【再掲】 ③県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回）【再掲】 ④女性人材リストの整備、情報提供【再掲】 	308	
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との連携による男女共同参画推進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体:49団体（行政13、関係団体14、女性団体12、学識・マスコミ10） 	321	

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

重点目標	基本方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標4		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
		(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着		
		<ul style="list-style-type: none"> ● 県民、企業、団体への意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ① ホームページ等による情報提供 ② 職場で学ぶライフマネジメント講座（8社、受講者340名）【再掲】 ③ 企業、団体役員セミナー（約28名参加）【再掲】 	922	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及・啓発を図った。 ・ 広報誌「しまねの労働」 発行年4回 各1,650部発行 配布先 一般企業、組合等 	457	雇用政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ● ワーク・ライフ・バランス推進啓発 リーフレットを作成し、普及・啓発を図った。 発行部数 5,000部 配布先 一般企業、組合等 	149	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方の見直し促進事業 ワーク・ライフ・バランスやその他労務管理全般に関することについて、専門的な知識を有するアドバイザーを県内中小企業へ派遣し、働きやすい職場環境の整備を促進した。 委託先：島根県中小企業団体中央会 アドバイザー派遣先：29事業所 	826	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 労働相談員の配置 ・ 相談件数 60件 	1,074	
		<ul style="list-style-type: none"> ● しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定した。 *認定企業：263社 	386	子ども・子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ● しまね子育て応援企業認定要綱に基づき認定された企業は、中小企業制度融資の『人にやさしい環境整備支援資金』の融資対象者として、一般融資に比べ融資利率等を優遇した。 融資実績：0件 	—	中小企業課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 平成27・28年度島根県建設工事入札参加資格審査において、土木一式工事又は建築一式工事の格付に伴い、「こっころカンパニー」の認定を受けている業者には加点を行い優遇した。加点状況は以下のとおりであった。 土木一式又は建築一式工事の認定業者755社、うち、加点対象業者155社 	—	土木総務課
		(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		
		<ul style="list-style-type: none"> ● しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度【再掲】 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」として認定した。 *認定企業：263社 	386	子ども・子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業者の生活資金貸付 育児休業者や介護休業者の生活の安定を図るとともに、制度の利用促進、定着を進めるために、金融機関と提携し、低利の貸付制度を設けた。 金融機関への預託額：350,000千円 *貸付実績5件：1,846千円 	—	雇用政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、諸制度の周知を図り、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇及び育児休業の取得促進に努めた。 なお、平成27年度における男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率は100%であった。 	—	人事課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●地域子ども・子育て支援事業 延長保育、一時預かり、病児保育等の多様な保育サービスの促進を図った。 *事業内容：利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、子どもを守る地域ネットワーク事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</p>	624,013	子ども・子育て支援課
		<p>●しまねすくすく子育て支援事業 地域の子育て支援環境の充実を図るため、国の補助の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した市町村の取り組む子育て支援事業に対し助成した。 *事業内容 ①子どもの預かりへの支援 (民間保育所運営対策事業、県単休一時保育事業他) ②子育て家庭に対する支援 (県単地域子育て支援センター事業、在宅家庭への訪問育児支援事業他) ③子どもの育ちへの支援 (地域交流活動事業、子ども活動プログラム充実事業他) ④特に支援が必要な家庭等への支援 (障がい児等保育対策事業、障がい児の預かり事業他) ⑤子どもの健康管理等への支援 (認可外保育施設入所児童処遇改善事業他) ⑥施設の危機管理への支援(非常用食料等備蓄推進事業)</p>	132,984	
		<p>●母子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している女子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 *貸付実績 836件 428,477千円</p>	428,477	青少年家庭課
		<p>●寡婦福祉資金貸付事業 寡婦に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 *貸付実績 17件 12,039千円</p>	12,039	
		<p>●父子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している男子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 *貸付実績 29件 11,847千円</p>	11,847	
		<p>●母子父子福祉センター運営事業 母子父子福祉センターに指導員を配置し母子・父子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。 併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業相無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行い、もって母子家庭等の自立助長を図った。 *活動実績 ①就業相談 98件 ②職業紹介 82件 ③就業支援講習会等 パソコン講習会 2回(21人受講) 調理師製菓衛生士入門 1回(10名受講) 就業支援セミナー 2回(44人受講) ④養育費相談 20件</p>	7,510	
		<p>●ひとり親家庭生活支援講習会事業 母子家庭等を対象として、養育費の取得・児童のしつけ・育児・健康管理等の生活支援講習会を県内各地で開催した。 *開催実績 12回(241人参加)</p>	269	
		<p>●母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯等に家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、生活の安定を図る。 *派遣実績 7回</p>	112	

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●ひとり親家庭法律相談事業 母子家庭等を対象として、養育費の取得・金銭問題等について弁護士による法律相談を無料で実施した。 *相談実績 3回(3人)</p>	239	青少年家庭課
		<p>●介護サービス情報の公表事業 介護サービス利用者の選択を実現するため、各事業所の提供サービスが比較検討できるよう情報公表制度を実施するとともに、その定着を図った。 ○対象事業所：前年度報酬実績100万円超</p>	1,945	高齢者福祉課
		<p>●地域支援事業 要介護状態になる前の高齢者への介護予防、高齢者の総合相談、相談支援を推進するため、介護保険者に対し地域支援事業交付金を交付した。 〔内訳〕介護予防事業等 76,923千円 包括的支援事業及び任意事業 221,421千円</p>	298,344	
		<p>●介護保険サービス充実強化事業 社会全体で介護を支援する介護保険制度の円滑な運営を図るためには、多様な介護ニーズに対応した介護サービスの充実が重要であり、介護支援専門員や介護サービス従事者の養成や資質向上に向けた研修事業等を実施した。 ※事業主体：県 ※事業内容 ①認知症研修 ・介護従事者向け認知症研修 ・認知症介護指導者養成研修 ②ケアマネジャー総合支援事業 ・介護支援専門員実務研修 ・ " " 現任研修 ・ " " 更新研修 ・主任介護支援専門員研修</p>	50,014	
(3) 男女に均等な雇用環境の整備と能力開発				
		<p>●しまね女性活躍推進事業 (1) 企業等の女性リーダーを対象として、キャリア意識の向上と女性のネットワークづくりのため、セミナーを実施。 ・女性リーダーのためのセミナー 日 時：平成27年8月7日 会 場：松江テルサ 受講者：22名</p>	213	環境生活総務課
		<p>(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立の周知に併せ、女性の発想や能力を職場や地域で活かす機運を高めることを目的としたフォーラムを開催した。 ・「しまねの女子力結集！フォーラム」 日 時：平成27年12月19日 会 場：松江テルサ 参加者：185名</p>	1,161	
		<p>●広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及・啓発を図った。【再掲】 ・広報誌「しまねの労働」 発 行 年 4 回 各1,650部発行 配布先 一般企業、組合等</p>	457	雇用政策課
		<p>●ワーク・ライフ・バランス推進啓発【再掲】 リーフレットを作成し、普及・啓発を図った。 発行部数 5,000部 配 布 先 一般企業、組合等</p>	149	
		<p>●働き方の見直し促進事業【再掲】 ワーク・ライフ・バランスやその他労務管理全般に関することについて、専門的な知識を有するアドバイザーを県内中小企業へ派遣し、働きやすい職場環境の整備を促進した。 委託先：島根県中小企業団体中央会 アドバイザー派遣先：29事業所</p>	826	

重点目標	基本方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
		●労働相談員の配置【再掲】 ・相談件数 60件	1,074	雇用政策課
		●離転職者等再就職訓練 民間の教育訓練機関を活用し、多様な職業訓練コースを設け、離転職者の早期再就職訓練促進を図った 47コース 538人	260,937	
重点目標 5 農林水産業における男女共同参画の促進				
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進				
		●農業改良普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。	—	農業経営課
		●多くの女性が農業委員に参画できるよう、島根県農業会議と連携し各市町村農業委員会に働きかけを行った。	—	
		●漁村における女性の自主的活動の助長を図るとともに、各地の活動成果について情報提供を行った。	—	水産課
(2) 女性の経済的地位向上の促進				
		●農業改良普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。【再掲】	—	農業経営課
		●しまね女性農業者ネットワーク（3Cの会）に対して、会の活動推進に向けた情報提供を行うとともに、個々の資質向上を目的に各種研修会への参加誘導を図った。	—	
		●島根県内の林業研究グループに所属する女性会員で組織された女性ネットワークの活動報告会及び女性会員対象のフィールドワーク研修を実施した。	230	林業課
		●婦人高齢者活動資金貸付金（生活改善資金） 婦人または高齢者であって沿岸漁業の従事者またはその家族である者に対し、水産動植物の採捕、養殖、加工等の生産活動に必要な機器等設置または生産活動に必要な資金について貸付制度を設けた。 ※貸付限度額：1団体80万円 貸付実績なし	—	水産課
		●商工団体において実施する資質向上研修等に対して支援を行った。 ・島根県商工会女性部連合会女性経営者等資質向上セミナー 日 時：平成27年10月15日・21日・22日 場 所：浜田市・松江市・隠岐の島町 出席者：87名 テーマ：未来を考える戦略マップ（未来構想図）作成セミナー	84	中小企業課
重点目標 6 地域における男女共同参画の推進とだれもが安心して暮らせる環境の整備				
(1) 地域における男女共同参画の推進				
		●男女共同参画推進員の養成 ①研修の開催（5回、のべ62名参加） ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（4ヶ所） ③男女共同参画に関する相談対応	746	環境生活総務課
		●しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 ・採択件数：50件	15,210 (採択額)	
		●しまねナイスパートナー事業 男女共同参画の趣旨に従って、地域づくり活動を積極的に行っておられるご夫婦を選定し、地域活動の取組の参考事例として紹介するとともに、地域づくりのアドバイスをいただいた。 ・選定者：7組	269	しまね暮らし推進課
		●しまね田舎ツーリズム推進事業 都市と農山漁村の共生を推進する取組を行政・地域の男女が協働して推進 ・しまね田舎ツーリズムキャンペーン2015の開催（誘客の促進） 県内全域で131プログラムを提供（10月、11月：体験参加者実績 2,025人） ・田舎ツーリズムの全国発信（HP、情報誌等） ・実践者等向けの研修会の開催	17,314	

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●県民との協働を進めNPO活動を活性化させる事業</p> <p>(1) 活動団体の自立促進と活性化事業 ボランティア活動をはじめとする様々な社会貢献活動に県民が参加しやすい環境をつくるため、しまね県民活動支援センター(ふるさと島根定住財団)等において実施</p> <p>①情報誌「しまねいきいきねっ」との発行 (月1回 各2,500部発行)</p> <p>②「県民活動応援サイト島根いきいき広場」による情報提供 ・情報掲載 191件</p> <p>③研修 ・NPO実務者研修 15回 (302名受講) ・専門相談員による相談業務 (相談件数40件) ・NPOガバナンスセミナーの実施 6回 (74名受講)</p> <p>④NPO法人認定等審査 ・仮認定審査 1件</p>	14,918	環境生活総務課
		<p>(2) 県民との協働のための環境づくり事業 協働の正しい理解と認識を深めることを目的とした研修等の実施</p> <p>①協働環境醸成講座 (1回開催)</p> <p>②島根県県民いきいき活動促進委員会の開催 (年3回開催)</p>	1,438	
		<p>(3) NPO活動総合支援融資制度事業 資金調達が課題となっているNPO法人の活動を支援するため、金融機関と協調し低金利融資を実施</p> <p>・金融機関への預託額：30,000千円 ・貸付実績：新規1件 2,480千円</p>	—	
		<p>●しまね社会貢献基金事業 NPO等、活動団体を支援し、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るため、しまね社会貢献基金を活用した活動支援事業等を実施</p> <p>①団体活動支援事業 しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業を支援 採択件数：23件</p> <p>②寄附者設定テーマ型協働事業 寄附者が設定したテーマに基づく県とNPOとの協働事業を実施 採択件数：2件</p> <p>③県民活動顕彰事業 ボランティア団体、NPO、企業、学生が行う県民いきいき活動のうち、特に先駆的なもの、地域貢献度の高いものなどの顕彰を実施 表彰団体：14団体</p> <p>④NPO法人等の活動基盤強化事業 ・認定NPO法人化、NPO会計基準に関する研修会の実施 4回 ・NPO法人への訪問相談 (20回)</p>	13,798	
		<p>●県ボランティアセンター事業 地域の相互扶助機能が弱体化し、ボランティアによる福祉活動がますます重要になっていることから、人材の養成を図りながら、県民のボランティア活動への参加の促進を図った。</p> <p>[県ボランティアセンター事業] *実施主体 県社会福祉協議会 (負担 国1/2、県1/2) *事業内容</p> <p>①福祉教育推進事業 ②ボランティアコーディネータースキルアップ研修の実施 ③災害ボランティアセンター設置訓練事業 ④県民活動応援サイト等による情報の提供</p>	7,167	地域福祉課
		<p>●自主防災組織リーダー研修会 防災・減災と男女共同参画について、普及啓発に努めた。</p> <p>・講師：(特活) NPO政策研究所 相川康子専務理事 ・開催場所：サンレイク ・講演会参加人数：55名</p>	—	防災危機管理課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
	(2) だれもが安心して暮らせる環境の整備			
	<p>●生涯現役社会づくり推進事業 「生涯現役社会・しまねの実現」を図るために、新たな高齢社会づくりに向けた施策展開の前提条件として、意識啓発と情報提供・情報発信に取り組んだ。 *事業内容 (1) 生涯現役社会づくり啓発の展開 (2) 各種広報媒体による情報提供・発信（県政広報活用等） (3) ホームページによる情報提供・発信 *実施主体：県</p>		357	高齢者福祉課
	<p>●新たな共助の仕組みづくり推進事業 少子高齢社会に見合った持続可能なシステムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、元気な高齢者が支える側に立って活動するような意識改革を促し、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を推進した。 *実施主体：島根県社会福祉協議会 *事業内容 (1) 健康福祉祭 健康福祉祭の実施・全国健康福祉祭への派遣、シルバースポーツ大会、文化交流大会、シルバー美術展 (2) 高齢者大学校 シマネスクくにびき学園 *実施主体：島根県老人クラブ連合会 *事業内容 (1) 健康づくり・介護予防支援事業 (2) 地域支え合い事業</p>		81,179	
	<p>●「しまねいきいきファンド」による社会活動支援事業 中高年齢者が行う健康・生きがいづくり活動及び中高年齢者を含む地域住民が行う地域活動に助成することにより、活力ある地域社会づくりの促進を図った。（しまね長寿社会振興基金） *実施主体：島根県社会福祉協議会 *事業内容</p>		—	
	<p>(1) 夢ファクトリー事業 中高年齢者が培ってきた知識、経験、技術等を活かして、生産、加工及びサービス提供を行い、成果物やサービスの対価をもって継続を図るとともに事業活動を通して地域づくりに寄与することのできる事業（採択事業4グループ）</p>		4,258	
	<p>(2) 地域活動支援事業 中高年齢者が独自でまたは中高年齢者が地域住民と協働して、地域での社会参画活動やボランティア活動等を行い、地域づくりや地域での支えあい活動の推進に寄与し、継続が可能と思われる事業（採択事業10グループ） ①文化伝承活動、世代間交流活動を通しての地域づくり事業 ②地域（福祉）活動リーダーの確保・養成事業 ③地域福祉型福祉サービス等の拠点確保及び開発実践事業 ④地域の子育て支援事業 ⑤高齢者の健康づくり・介護予防支援事業 ⑥障がい者の地域での自立生活支援事業 ⑦ボランティア活動支援事業 ⑧その他事業目的に沿った事業 *事業実施期間 4月1日～翌年3月31日</p>		4,395	
	<p>●高齢者の安全まちづくり活動参加の促進 ○各地域の高齢者に対して、子ども見守り隊（声かけ活動、青色防犯パトロール活動）等の防犯ボランティア活動への参加・協力を依頼するなど、地域で実施する安全で安心なまちづくり活動に対する高齢者の参加を促進した。 ○青色防犯パトロール隊員に対し、ボランティア保険に加入してもらい、その保険料を負担した。 ○高齢者が参加する防犯ボランティア活動の活性化を図るため、県外での研修会に参加する際の旅費を支給した。</p>		1,892	警察本部 生活安全企画課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●高齢者が安心して暮らせる社会の実現</p> <p>○特殊詐欺撲滅に向けた高齢者宅個別巡回指導強化期間を設定し、個別・直接的な注意喚起を実施した。</p> <p>○高齢者へもわかりやすい内容の、高齢者向けの「防犯テキスト」を作成し、注意喚起を行った。</p> <p>○高齢者を特殊詐欺被害から守るため、孫世代と高齢者世代と一緒に遊びながら特殊詐欺について考える機会を設ける「特殊詐欺撃退紙相撲」を作製・配布し、高齢者の心に残る注意喚起を実施し、被害防止を呼びかけた。</p> <p>○「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、電話による注意喚起を実施した。</p>	11,837	警察本部 生活安全企画課
		<p>●障がい児等療育支援事業</p> <p>在宅心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図った。</p> <p>・社会福祉法人に委託（9事業所）</p>	12,075	障がい福祉課
		<p>●在宅心身障がい援護事業</p> <p>各地域における心身障がい児（者）の療育体制の充実と受け皿の整備を図るために、在宅の心身障がい児（者）を対象とする以下の支援を行った。</p> <p>(1) 重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業</p> <p>H24から法定サービスへ移行した在宅重症心身障がい児（者）の通園事業について、事業を継続するため、巡回・送迎にかかる経費の一部を助成した。</p> <p>・社会福祉法人に補助（3事業所）</p> <p>(2) 重症心身障がい児（者）サービス基盤整備事業</p> <p>在宅重症心身障がい児（者）の在宅生活支援のため、看護職等を加配して、ショートステイ及びデイサービス等を実施する事業所に対して経費の一部を助成した。</p> <p>・ショートステイ（4事業所）</p> <p>・デイサービス（17事業所）</p>	60,030	
		<p>●特別児童扶養手当の支給</p> <p>障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅障がい児の監護・養育者に対する手当を支給した。</p>	6,610 (手当は国給付のため、手当額は含んでいない)	
		<p>●グループホーム整備事業</p> <p>自立のための生活の場を確保するため、グループホームの整備を行った。</p>	20,277	
		<p>●島根県子ども発達支援事業費補助金</p> <p>市町村が実施する、在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな事業に対して補助した。</p> <p>(1) 障がい児ミニ療育事業（9市町）</p> <p>(2) 家族支援事業（3市町）</p>	9,850	
		<p>●発達障がい者支援体制整備事業</p> <p>発達障がい者の相談・支援のため、発達障害者支援センターを県東部及び西部に各1ヵ所設置するほか、発達障がい者に対する理解を促進するため、啓発・研修等を行った。</p> <p>・発達障がい者支援フォーラム（参加者 123名）</p> <p>・研修会等（参加者 921名）</p>	60,602	
		<p>●しまね多文化共生推進事業</p> <p>県内における多文化共生社会を推進するために、外国人住民への各種支援事業を実施した。</p> <p>【実施内容】</p> <p>①外国人相談体制充実事業</p> <p>②外国人住民への日本語習得支援事業</p> <p>③災害時外国人サポーター養成事業</p> <p>※委託先：（公財）しまね国際センター</p>	1,650	文化国際課

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	基本方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標7		女性に対するあらゆる暴力の根絶		
		(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進		
		<p>●普及啓発活動 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11/12～11/25）に啓発活動を実施することにより、女性に対する暴力根絶の社会的気運を醸成するとともに女性相談窓口の周知を図った。 *活動内容 ・県内12箇所において一斉街頭活動を実施。（運動期間中） ・関係機関職員によるパープルリボンの着用 ・各警察署において、懸垂幕等を掲示。 ・公用車に啓発用マグネットシートを貼付。 ・県民公開講座の開催（H27.7.24「性暴力被害を受けて」参加者92名） ・その他、新聞広告、県庁前電光掲示板広報、図書館でのパネル展示等</p>	344	青少年家庭課
		<p>【再掲】 ●県立学校におけるデートDV防止に関する授業等の実施校数：(40校/50校中) 実施形態：保健の授業、LHR、講演会等。 実施内容：講師を招いての講演、DVDやパンフレット等を活用した授業など</p>	—	教育庁 教育指導課
		<p>●女性相談事業 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 *内容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 *H27年度相談件数：3,913件 *性暴力被害者支援センターたんぼぼ：女性相談センター内に性暴力被害に特化した相談電話を設置し、必要に応じて医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行っている。</p>	45,634	青少年家庭課
		<p>●広報活動 ①チラシ20,000枚の作成</p>	78	警察本部 広報県民課
		<p>●警察相談受理体制の整備 ①全警察署に警察相談担当者を配置 ②非常勤嘱託職員の警察相談員を配置 ※警察相談センター（本部）及び4警察署（松江、出雲、浜田、益田）計8人</p>	18,417	
		<p>●警察相談担当者に対する教養 ①警察相談担当者教養の実施（総務実務研修の中で実施）（平成27年6月1日） ※県下12警察署の総務担当係長を対象に開催 ②警察相談員研修の実施（平成27年4月17日） ※県下に配置された8人を対象に実施 ③県下12警察署への巡回教養・業務指導（平成27年4月22日～7月29日）</p>	55	
		<p>●DV被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。（H27年度一時保護件数23件） ●ステップハウス提供事業 DV被害者が自立できるまでの一時的住居として、ステップハウスを提供した。（H27年度利用実績 4世帯） ●DV被害者自立支援金貸付制度 DV被害者の一時保護所退所後の当面の生活資金として貸付事業を実施した。</p>	20,371	青少年家庭課
		<p>●配偶者暴力相談活動 配偶者暴力に係る被害者の相談に対する指導・助言を行うとともに、行為者に対する指導・警告・説得等を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進した。 *事業内容：配偶者暴力に係る被害者の相談に対する指導・助言を実施 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年 ※認知状況 110件</p>	—	警察本部 少年女性対策課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		(2) 性犯罪等への対策の推進		
		<p>●女性を犯罪被害から守るための対策 各種犯罪から女性を守るため、女性の犯罪被害防止対策を推進した。</p> <p>①女性の自主防犯意識を高める活動 *高校や専門学校等において、防犯講習会や護身術教養を開催した。 *全ての小中高校において犯罪被害防止教室を開催した。 *みこぴー安全メール及びツイッターで女性の安全安心に関する情報を発信した。(メール:155回 ツイッター:160回)</p> <p>②女性を犯罪から守るための環境整備 *「事業者による『子ども・女性』みまもり運動」を引き続き展開した。 *昨年度に引き続き、繁華街対策の一環として、松江市、浜田市(松江市伊勢宮地区、浜田市内一帯)に警察設置街頭防犯カメラ9台を設置した。(運用開始:H28.2、平成27年度予算) *自治体や自治会等に対し街頭防犯カメラの設置に関する働き掛けを行い、各地域の防犯カメラ設置を促進した。(H27年度末310か所395台)</p> <p>③女性を犯罪被害から守るための街頭活動 *事業者による防犯パトロール活動を実施し、夜間における女性の安全確保対策を強化した。 *青色防犯パトロール隊と連携したパトロール活動を実施するとともに、青色防犯パトロール隊員のボランティア保険料を負担するなど、防犯ボランティア団体の支援を実施</p>	12,234	警察本部 生活安全企画課
		<p>●教養及び研修 ・被害者支援専科 平成27年9月7日～11日 11名 ・被害者支援担当者教養の実施(総務実務研修の中で実施) (平成27年6月1日) ・被害者支援要員研修会 平成26年6月15日(東部)、6月16日(西部)</p>	—	警察本部 広報県民課
		<p>●公費負担制度の運用 ・診断書 4件 10,912円 ・初診料 6件 47,020円</p>	58	
		<p>●性犯罪事件の検挙 迅速的確な性犯罪捜査を推進し、強姦事件、強制わいせつ事件等を検挙した。</p>	—	警察本部 捜査第一課
		<p>●女性警察官等に対する性犯罪捜査研修会等の開催 ・性犯罪指定捜査員等を対象とした研修会の実施 47名参加 ・刑事任用科生を対象とした教養 15名(内女性3名) *事業内容:被害者への的確な支援を行うため、性犯罪捜査・被害女性の相談等に携わる捜査員等の研修会を開催 *実施主体:警察本部、警察署 *事業実施期間:通年</p>	—	
		<p>●性犯罪指定捜査員制度の運用 *事業内容:警察官、少年補導員の中から、女性職員を中心に、捜査経験者等適格者を性犯罪指定捜査員として指定し、性犯罪捜査において、被害者からの事情聴取、被害届の受理、捜査手続きの説明、病院受診時の付き添い等の活動を実施した。性犯罪指定捜査員に対し、性犯罪捜査に関する研修等を実施した。 *事業実施主体:警察本部、警察署 *事業実施期間:通年</p>	—	
		<p>●性犯罪被害者の心情に配慮した採証活動 被害者の心情に配慮した採証活動を行うことにより被害女性の保護を推進 *事業内容:全警察署及び警察本部に配布している性犯罪被害者の証拠資料を採取する際の器材や着替え等を更新整備 *整備箇所:警察本部、全警察署 *実施主体:警察本部、警察署 *事業実施期間:通年</p>	—	

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業【再掲】 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 *内容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 *H27年度相談件数：3,913件 *性暴力被害者支援センターたんぼぼ：女性相談センター内に性暴力被害に特化した相談電話を設置し、必要に応じて医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行っている。 	45,634	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童の保護活動 児童買春・児童ポルノ禁止法違反や島根県青少年健全育成条例違反の取締りを行った。併せて事件により心身に影響を受けた被害児童等に対し、スーパーアドバイザーと連携して少年補導職員等による継続支援や保護活動を行った。 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年 *スーパーアドバイザー運用回数 8回 	108	警察本部 少年女性対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ●風俗営業等の実態把握及び適正営業指導のため、県内の風俗営業店等に対し一斉立入調査を実施 ●繁華街における違法な風俗営業店等の取締強化 	—	警察本部 生活環境課
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者等保護事業【再掲】 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。（H27年度一時保護件数 23件） ●ステップハウス提供事業【再掲】 DV被害者が自立できるまでの一時的住居として、ステップハウスを提供した。（H27年度利用実績 4世帯） ●DV被害者自立支援金貸付制度【再掲】 DV被害者の一時保護所退所後の当面の生活資金として貸付事業を実施した。 	20,371	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携強化。 ●人身取引に関する啓発用ポスター及び被害申告用リーフレットを県内各警察署に配布し、人身取引に関する広報啓発、相談業務に役立てた。 ●講習会等の機会を利用して、外国人を雇用する事業所等の雇用主や外国人従業員に対して教養を実施。 	—	警察本部 生活環境課
		<ul style="list-style-type: none"> ●ストーカー被害110番 ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導・助言を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進した。 *事業内容：ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導助言を実施 *実施主体：警察本部 *事業実施期間：通年 ※ストーカー相談専用電話（0852-24-9110） 受理件数 19件 	—	警察本部 少年女性対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ●ストーカー・DV被害防止広報・啓発活動 ストーカー行為・DVの被害防止に係る広報・啓発を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進した。 *事業内容：一般向けの広報資料を利用したストーカー規制法、DV防止法の概要、被害防止方策及び相談受理に関する広報・啓発を実施 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年 *広報啓発用クリアファイル作成 5,500枚 	293	
		(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●県職員のハラスメント防止対策のためのパンフレット等の活用や、職員向け広報誌への情報掲載等により、各職場における啓発に努めた。 ●人権同和問題職場研修推進員研修会において相談員を対象とした研修を行った。引き続き各所属ごとに相談体制の充実を図り、相談窓口の周知を行うなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 ●職場の実態を把握するため、職員を対象としたアンケート調査を実施した。その結果を踏まえて、「ハラスメントの防止について」の通知を发出し、あわせて政策調整会議、地方機関長会議でも防止に向けた啓発を行った。 ●部局や所属でのハラスメント研修を推進し、講師として出向き、職員に対しハラスメントの防止について研修を行った。 ●相談を受けた相談員の適切な対応を支援するため、H26.10に専門相談員を配置した。 	—	人事課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●ハラスメントに係る所属相談員向けの研修を実施した(人権同和問題職場研修推進員の研修を職場のハラスメント相談員も受講)。また、各所属においても職員研修を実施するとともに、相談体制の充実を図るなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。</p> <p>●所属相談員の相談対応にかかる助言・支援を行う「ハラスメント専門相談員」を設置し、相談体制の充実を図った。</p> <p>●県立学校においては、服務規律確保のために原則として各学期1回、年間3回程度の校内研修を実施することとし、その内1回はハラスメント防止の内容で実施することとしている。ハラスメント防止研修については全県立学校で実施され、教職員の理解促進、意識向上の取組みがなされた。</p> <p>また、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、ハラスメントに関する相談員が各校に複数名置かれ、被害の防止、早期対応の体制づくりに努めた。</p>	—	教育庁 総務課 学校企画課
		<p>○H27.4 ハラスメント相談員指定</p> <p>○H27.4 本部ハラスメント相談人紹介チラシ作成</p> <p>○H27.5 ハラスメント相談員研修会開催、部外講師講演「ハラスメント防止研修」実施</p> <p>○H27.6 副署長・次長会議における全体討議</p> <p>○H27.6 ハラスメント相談員用教養資料作成</p>	121	警察本部 警務課
重点目標 8	生涯を通じた男女の健康づくりの推進			
	(1) 思春期・若年期における健康づくり			
		<p>●児童生徒の性に関する指導や健康問題について、医師等と連携して「健康相談アドバイザー事業」を実施した。</p> <p>・相談件数は146件</p> <p>・相談内容は、メンタルヘルスに関する内容や性に関する指導についてなど。</p>	714	教育庁 保健体育課
		<p>●エイズ・性感染症普及啓発事業</p> <p>各保健所において世界エイズデー(12月1日)における街頭キャンペーンや出張講座を実施し、正しい知識の普及を図った。</p>	592	薬事衛生課
		<p>●性感染症検査事業</p> <p>・性感染症検査(エイズ) : 356件</p> <p>・性感染症相談件数(エイズ) : 393件</p>	794	
		<p>●薬物乱用防止の広報・啓発活動</p> <p>小学校・中学生・高校生やその保護者等に対して、広報・啓発活動を通じて薬物乱用の健康被害等を訴え、薬物乱用を許さない社会環境の醸成に努めた。</p> <p>※事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察広報紙をはじめ、自治体・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ・県下の小・中・高等学校361校中、全ての学校(実施率100%)において非行・薬物乱用防止教室を開催した。 ・県下市町村における各種イベント開催に合わせて薬物乱用防止広報車を利用して薬物乱用防止広報を実施した。 <p>※実施主体：警察本部、警察署</p> <p>※事業実施期間：通年</p>	—	警察本部 少年女性対策課 組織犯罪対策課
		<p>●思春期等相談事業</p> <p>思春期相談の専門窓口を助産師会に委託して実施するとともに、教育分野とも連携し相談・支援する関係者の資質の向上を図った。</p> <p>※実施主体：県</p> <p>※事業内容：保健所における相談・教育は相談件数15件 助産師会における相談件数97件 思春期保健関係者研修会の開催(平成28年2月4日開催77名参加)</p>	156	健康推進課
	(2) 妊娠・出産などに関する健康支援			
		<p>●妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業</p> <p>妊娠中毒症に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。</p> <p>※件数：0件</p>	—	健康推進課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●不妊専門相談センター事業 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する知識を有する専門医師・助産師等による電話相談及び面接相談を行い、悩みの解消及び適切な情報提供により自己決定ができるよう支援した。 *実施主体：県 *主な事業内容 ・電話相談：月～金15：00～17：00 ・メール相談：随時 ・面接相談：要予約 *実施場所：県立中央病院に「不妊専門相談センター」を委託設置 *対 象：不妊で悩む夫婦等 *相談件数：111件</p>	2,378	健康推進課
		<p>●特定不妊治療費助成事業 不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して治療費が高額である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、その医療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図った。 *実施主体：県 *助 成 額：治療1回につき助成上限額15万円（治療内容によっては上限7万5千円） H28.1.20より初回治療に限り助成上限額30万円、男性不妊治療を併せた場合15万円上乗せ 40歳未満：43歳になるまで通算6回まで（年度制限なし） 40歳以上：1年度目は年度3回まで、2年度目は年度2回まで *平成25年度までに一度でも助成を受けたことがある場合は、従来の制度を引き継ぐ *助成件数：977件</p>	133,215	
		<p>I 島根で働く医師を「呼ぶ」</p> <p>●「赤ひげバンク」等を活用した県外医師の招へい 島根県内の医療機関に興味や関心のある医師に出張面談や地域医療視察ツアーを行い希望にマッチする医療機関を紹介した。 平成27年度は、産婦人科や小児科など14人の医師を県内の医療機関に斡旋した。 【実績】 医師招へい数14人、うち産婦人科医1人、小児科医1人 面談：14人 地域医療視察ツアー参加者：10人 ※「赤ひげバンク」とは、県が運営する医師や看護師などの医療従事者の登録制度。登録者には、機関紙や求人情報などを提供。</p> <p>II 島根で働く医師を「育てる」</p> <p>●自治医科大学の運営 全都道府県共同で運営 ●奨学金制度 将来県内で働くことを条件に奨学金を貸与 ●研修医等定着のための事業 魅力ある研修病院づくりや、学生・研修医への働きかけ ●寄附講座「島根大学地域医療支援学講座」の設置 ●しまね地域医療支援センターの設置 ・医師のキャリア形成支援 ・充実した研修体制の推進 ・研修医確保に向けた情報発信 ・ワークライフバランスの推進 ・医療状況の把握、分析</p> <p>III 島根で働く医師を「助ける」</p> <p>●防災ヘリ、ドクターヘリ ●代診医の派遣 ●全県医療情報ネットワーク（まめネット）</p>	893,379	医療政策課

重点 目標	基本 方向	平成27年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		(3) 中高年期における健康づくり		
		<p>●生活習慣病予防対策事業</p> <p>・健康的な生活習慣の確立を図るとともに、がん、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化防止についての協議や普及啓発を行った。健康的な生活習慣の普及啓発は健康長寿しまね推進会議の構成団体等との連携、協働による県民運動として実施。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催 働き盛り世代の健康づくりを推進するため県と保健所で協議会を開催した。各圏域の実態に合わせたテーマにより事業主セミナーを各保健所で実施した。</p> <p>②脳卒中对策検討及び脳卒中情報収集活動事業 脳卒中発症者状況調査等の結果から、県と保健所で発症予防や連携等の検討会を開催した。</p> <p>③糖尿病対策事業 県糖尿病委員会、糖尿病対策圏域合同委員会・圏域糖尿病対策連絡会を開催した。 重症化予防の普及啓発のための媒体を作成した。</p> <p>④たばこ対策推進事業 世界禁煙デー街頭キャンペーン等普及啓発やたばこの煙のない飲食飲食店登録事業（262店舗）たばこの煙のない理美容店登録事業（137店舗）の実施。 第3次たばこ対策指針の策定により、受動喫煙防止と禁煙サポートを重点化し、事業所や団体による対策取組宣言による主体的な活動を促した。 禁煙支援薬局（62店舗）の周知により禁煙相談窓口の拡大を図った。</p> <p>⑤運動普及事業 保健所を中心に研修会を開催するなど、「ロコモ予防」の普及に取り組んだ。</p> <p>⑥がん予防対策事業 がん征圧月間における街頭キャンペーンやヘルス&ビューティフェスタ等のイベントで、子宮がん、乳がんについての啓発活動を実施した。 がん検診啓発サポーター登録事業（55名）、がん検診啓発協力事業所登録事業（607事業所）を実施。 開業医による診療時間外の子宮頸がん検診を実施した。</p> <p>⑦特定健康診査・特定保健指導負担金・健康増進事業補助金 各事業への補助を行うとともに、事業利用の推進に向けて関係機関との連携を図った。</p>	153,509	健康推進課

苦情処理の状況

整理番号	受付年月日	申出内容	処理年月日	処理結果及び施策改善への反映状況
1	H15.3.10	栄養士の資格を取ったり保育士になりたい男子高校生の希望を叶えられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討してほしい。	H15.4.25	県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答をした。
2	H17.12.2	プルトニウム混合燃料に関する懇談会の委員の選任に関して、名簿案が作成されると同時に関係課への報告がなされていないこと構成員の女性の比率が17分の4であることから付属機関等条例に違反している。	H18.1.27	・関係課への報告については、委員の委嘱手続きが終了後「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき速やかに報告を行っている。 ・懇談会に係る構成員は、議決権の有無、定足数の対象であるか否か等から12名であり、このうち女性は4名である。女性の登用については、「県付属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」に沿って選任に努めたところであるが結果として女性委員が40%を下回るものとなったものである。政策方針決定過程への女性の参画推進に向けて、幅広い観点から女性人材を登用することは重要なことであるので、今後とも女性の参画を進め、男女共同参画の推進に努める。 以上について申出者に対して回答した。
3	H17.12.26	第2回プルトニウム混合燃料に関する懇談会において実施された講演が、客観的データに基づかない大衆操作・女性蔑視の内容であったとされ、講師の選定と講演内容について苦情の申出がされた。	H18.2.2	・講師の選定については、第1回懇談会での決定を受けリスク論の分野における専門家の中から、リスク論を平易に解りやすく話していただける方を選定した。 ・講演内容については、話の受け止め方は個人によって異なるが、懇談会の委員からは有益な話であったと評価いただいている。今後とも懇談会における講師の選定については、テーマについて該当する分野から懇談会の決定を受け最も適切な方を選定していく。 以上について申出者に対して回答した。
4	H18.5.9	平成18年3月に改定された島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)中の「ジェンダー・フリー」に関する説明が、間違った解釈だけが記載されており、県民に大きな誤解を与えている。	H18.6.23	「しまねパートナープラン21(改定版)」における「社会的性別」(ジェンダー)についての用語解説は、国の計画との整合を図るため、平成17年12月27日に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)中の記述をそのまま掲載したものである。 当該記述は、「ジェンダー・フリー」という用語が、使う人によってその意味や主張する内容が様々である中、「ジェンダー・フリー」を使用している不適切な事例を掲載しているものと考えている。 しかし、当該記述内容のとらえ方によっては、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた県民の取組についても否定される懸念があることから、県としては、今後、施策を進めるに当たって、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)について、誤解を受けることのないよう理解と普及に努めていく。 以上について申出者に対して回答した。
5	H18.5.11	・第10回プルトニウム混合燃料に関する懇談会の最終報告書の採決において、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視があった。 ・第9回会議の議事要旨において、会議冒頭で30分にもわたる女性委員の発言を一切無視し、一行も触れられないのは、女性に対する人権無視である。	H18.6.23	採択の表決については、下記1のとおり適正に行われたものと考えている。 また、第9回懇談会議事録要旨作成についても、下記2のとおり懇談会委員の承認のもと適切に作成したものと考えている。 このことから、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視はなかったものとする。 1.採択の表決について 第10回懇談会における最終意見書の採択に当たっては、議長は報告書案についての意見以外に、その他の意見についても受け入れる旨発言されるなど各委員に意見を表明する機会を何度も与えられており、賛成されなかった女性委員についても意見表明の機会は確保されていたものと考えている。また、表決については、異議のない方に挙手を求めることにより、懇談会設置要綱の規定に基づき過半数であることを確認されたものであり、適正に行われている。 2.第9回懇談会の議事録要旨について 懇談会議事録要旨は、個々の委員の発言内容を記録するものではなく、どのような議事が行われたかの概要を記録する観点から作成したもので、懇談会で確認された後、確定し公開している。また、この議事録要旨に併せて各委員の発言内容等詳細な内容を記録した議事録を作成し、県のホームページで公開しており、全ての議事内容が確認できるようにしている。 以上について申出者に対して回答した。
6	H19.7.17	出雲市内の中学校においては、全ての学校で、女性の生徒はスカートという決まりが校則で義務付けられている。 これは、男女の権利を平等にしようという社会の考え方、方向性に逆行している。是非、県内の公立中学校、高校において女性の生徒もスカートのほか、権利としてズボンも選択できる制度の導入を働きかけてほしい。	H19.10.9	国の指導では、校則等は、各学校において、地域の実情、児童生徒の発達段階、学校の方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要とされる。 また、校則は各学校において適切に考えられることが基本であり、文部科学省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり、適当でないとしている。 県教育委員会としても、校則は学校個々の判断の上、定めるべきものであり、一概にスカートとズボンの選択性導入という、画一的な指導を行う考えはない。 しかし、校則を定めるに当たっては、男女平等など基本的な人権尊重に配慮されるべきであるとする。 県教育委員会としては、今後とも教職員の男女共同参画に関する理解促進のための研修を継続するとともに、校則についても男女共同参画の視点に立って、積極的に見直ししていくよう指導していく。 以上について申出者に対して回答した。

市町村における男女共同参画の状況

平成28年4月1日現在

市町村名	目標数値		審議会数 うち女性を含む審議会	延総委員等数	延女性委員数	女性委員比率	(1) 自治法180条の5に基づく委員会				(2) 自治法202条の3に基づく審議会					
	目標年度	数値 [%]					審議会数	女性がいる審議会数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性がいる審議会数	委員数	うち女性	割合
松江市	H28	35	45	881	277	31.4	6	5	58	9	15.5	39	37	823	268	32.6
浜田市	H33	40	24	306	83	27.1	6	4	53	6	11.3	28	20	372	74	19.9
出雲市	H28	40	62	2,078	586	28.2	7	5	85	9	10.6	33	27	492	149	30.3
益田市	H32	40	64	1,403	450	32.1	6	5	48	8	16.7	46	40	606	181	29.9
大田市	H27	40	53	1,002	317	31.6	6	4	44	8	18.2	25	24	335	80	23.9
安来市	H31	40	28	394	80	20.3	6	2	53	5	9.4	22	20	341	75	22.0
江津市	H28	40	42	558	158	28.3	6	3	38	4	10.5	22	16	229	50	21.8
雲南市	H28	40	36	443	91	20.5	6	4	55	8	14.5	30	25	388	83	21.4
市計			354	7,065	2,042	28.9	49	32	434	57	13.1	245	209	3,586	960	26.8
奥出雲町	H32	30	24	286	58	20.3	5	2	48	4	8.3	19	15	238	54	22.7
飯南町	H28	30	21	225	57	25.3	5	4	40	6	15.0	7	5	63	14	22.2
川本町	H32	40	23	281	50	17.8	5	3	23	4	17.4	18	13	258	46	17.8
美郷町	H30	30	26	280	57	20.4	5	4	26	6	23.1	21	14	254	51	20.1
邑南町	H28	25	41	598	133	22.2	5	2	34	4	11.8	36	30	564	129	22.9
津和野町	H30	40	25	309	73	23.6	5	3	34	5	14.7	20	17	275	68	24.7
吉賀町	H26	30	24	149	36	24.2	5	4	35	5	14.3	7	4	66	20	30.3
海士町	H26	15	18	167	29	17.4	5	3	24	4	16.7	13	11	143	25	17.5
西ノ島町	H28	30	21	153	40	26.1	5	2	25	2	8.0	12	11	105	26	24.8
知夫村	-	-	-	-	-	-	5	2	19	2	10.5	9	5	73	8	11.0
隠岐の島町	-	-	-	-	-	-	5	2	30	4	13.3	31	27	520	84	16.2
町村計			223	2,448	533	21.8	55	31	338	46	13.6	193	152	2,559	525	20.5
広域																
浜田市							-	-	-	-	-	3	3	121	53	43.8
益田市							2	1	5	1	20.0	2	2	58	33	56.9
雲南市							-	-	-	-	-	2	1	65	30	46.2
隠岐の島町							-	-	-	-	-	1	1	30	17	56.7
広域計							2	1	5	1	20.0	8	7	274	133	48.5
合計			577	9,513	2,575	27.1	106	64	777	104	13.4	446	368	6,419	1,618	25.2

平成28年4月1日現在

市町村名	職員数			職員定数			議員実数		任期満了年月日	条例	基本計画
	うち女性	管理職総数		議員定数	うち女性	女性比率	議				
		うち女性管理職	女性比率								
松江市	1,251	162	24	14.8	34	33	4	12.1	H29.4.30	○	○
浜田市	682	87	5	5.7	24	24	1	4.2	H29.10.22	○	○
出雲市	1,527	182	26	14.3	32	30	1	3.3	H29.4.16	○	○
益田市	440	62	10	16.1	22	21	2	9.5	H31.9.8	○	○
大田市	761	98	19	19.4	20	20	1	5.0	H30.4.10	○	次期計画策定に向け検討中
安来市	722	131	31	23.7	21	20	2	10.0	H29.10.31	○	○
江津市	270	112	4	11.8	16	14	1	7.1	H30.5.31	○	○
雲南市	501	176	20	18.0	22	19	1	5.3	H28.11.27	○	○
市計	6,154	867	139	16.0	191	181	13	7.2	-	-	-
奥出雲町	254	131	11	26.8	14	13	1	7.7	H29.4.30	○	○
飯南町	151	70	3	13.0	10	10	0	0.0	H31.3.31	H28年度中の制定を目途に検討中	○
川本町	58	16	1	11.1	9	9	0	0.0	H32.4.24	○	○
美郷町	105	38	2	16.7	12	11	0	0.0	H29.7.31	検討していない	次期計画策定に向け検討中
邑南町	214	73	1	5.3	15	15	1	6.7	H29.4.30	H29年度以降の制定を目途に検討中	○
津和野町	144	44	2	13.3	12	12	2	16.7	H30.4.30	○	○
吉賀町	98	31	1	10.0	12	11	1	9.1	H29.10.29	検討していない	次期計画策定に向け検討中
海士町	76	22	1	8.3	10	10	2	20.0	H31.4.30	検討していない	○
西ノ島町	74	22	2	22.2	10	10	1	10.0	H29.2	検討していない	次期計画策定に向け検討中
知夫村	40	13	0	0.0	8	7	1	14.3	H31.4.29	制定するかどうかを検討	○
隠岐の島町	270	109	26	3.8	16	16	1	6.3	H29.4.30	検討していない	○
町村計	1,484	569	184	13.6	128	124	10	8.1	-	-	-
合計	7,638	2,844	1,051	15.6	319	305	23	7.5	制定数11	制定数15	策定数15

島根県男女共同参画推進条例

〔平成14年3月26日〕
〔島根県条例第16号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方

を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければ

ばならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例(平成11年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

第2次島根県男女共同参画計画 施策体系

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 1 地域における慣行の見直しと意識の改革	(1)全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2)男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3)男女共同参画に関する情報の収集・提供
重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1)学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2)家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 3 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進と市町村、企業、団体等における取組の促進	(1)県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2)市町村、企業、団体等における取組の促進

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進と定着 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 (3)男女に均等な雇用環境の整備と能力開発
重点目標 5 農林水産業等における男女共同参画の促進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2)女性の経済的地位向上の促進
重点目標 6 地域における男女共同参画の推進とだれもが安心して暮らせる環境の整備	(1)地域における男女共同参画の推進 (2)だれもが安心して暮らせる環境の整備

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2)性犯罪等への対策の推進 (3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
重点目標 8 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1)思春期・若年期における健康づくり (2)妊娠・出産などに関する健康支援 (3)中高年期における健康づくり

いきいきと活躍する女性たちを応援します！
公益信託 しまね女性ファンド

しまねの女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業を支援しています。

①魅力ある地域づくり

女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う活動

②男女共同参画社会づくり

様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住み良い社会を築きあげていくための活動

③次代を担う人づくり

子どもたちの健康と豊かな人間性を育むための活動

④水と緑豊かな環境づくり

私たちが暮らす島根の豊かな自然環境を守り、自然と共存していくための活動

対象事業

- 島根県の女性たちが自主的・主体的に企画実施する事業が対象となります。
- 一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業が対象となります。(参加者を会員に限定した波及効果の少ない事業は対象外です)
- 県市町村など行政が主催・主導する事業や県市町村の支援が適当と考えられる事業は対象となりません。
- 営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動は対象となりません。

対象団体

- 島根県の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループが対象となります。
- 構成員はおおむね10名以上で、その半数以上が女性であることが目安となります。
- 営利法人や行政機関は対象となりません。

助成内容

- 対象経費の2/3を助成(1万円単位で上限50万円)
- 男女共同参画社会づくりの普及・啓発活動は、対象経費全額を助成(1万円単位で上限10万円)
 - 同一事業への助成は3回を限度とします。ただし、長期活動団体による記念事業には、3回を超えて助成を認めることがあります。
 - 他の補助金等との併用ができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

***助成事業の一例**

事業名	団体名	開催地
芸術をもっと身近に！ バレエを通じ芸術的感性を 磨き日々の生活をより豊かに しよう	アートクラブ アッサンブレ	吉賀町
性教育講演会 [いのちとカラダの話]	おおだ子ども みかんの会	大田市
こどももおとなも みんなであつなろう！ Happy Time	ベアー	松江市

※平成27年度は50事業15,210,000円の助成を行いました。

申し込み・問い合わせ先

公益信託しまね女性ファンド事務局

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」
公益財団法人しまね女性センター内
TEL 0854-84-5514 FAX 0854-84-5589

※しまね女性ファンドの情報は下記ホームページにてご覧いただけます。

しまね女性ファンド

検索

委託者

島根県
環境生活部環境生活総務課男女共同参画室

受託者

三菱UFJ信託銀行株式会社
リテール受託業務部公益信託グループ
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5
TEL 0120-622-372(フリーダイヤル)
(受付時間/平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室

〒 690-8501 島根県松江市殿町1

TEL 0852-22-5629

FAX 0852-22-5636